

寒 町 第 237 号
令和3年12月23日

神奈川県知的障害福祉協会 会長 出縄 守英 様
神奈川県身体障害施設協会 会長 柴田 和生 様
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター 会長 鈴木 暢 様

寒川町長 木 村 俊 雄



要 請 書 (回答)

令和3年11月2日付で提出された要請について、次のとおり回答いたします。

1.新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

- (1) 感染、発症の予防、また重症化を防ぐ上でも効果があると言われておりますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がいを含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような実測かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

【回答】 <所管：健康づくり課>

町の新型コロナワクチン接種は、国が示す「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き」に基づき接種体制の構築、接種順位や方法を決定し実施してきました。

町では、現在3回目の追加接種の準備をすすめております。接種体制の構築等はこれまでと同様に国の方針に基づき、関係機関と連携、調整を図りながら実施してまいります。

- (2) 利用者・職員が必要な時に PCR 検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

【回答】 <所管：健康づくり課>

行政検査としての PCR 検査は、感染症法に基づき、検査が必要な人に速やかに実施できるよう町においては茅ヶ崎市保健所と地域医療機関の中で連携して実施がされております。また、地域の感染状況に応じ、検査ができるよう連携が図られております。

- (3) 利用者が PCR 検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただきようお願いいたします。

【回答】 <所管：健康づくり課>

新型コロナウイルス感染症の陽性者に対する治療や療養に係る医療提供体制や地域療養の整備は神奈川県が保健所や医療機関と連携して実施しております。町においても感染した方が速やかに治療、療養ができること、また感染拡大を予防することは大変重要と認識しておりますので引き続き感染の動向、また治療や療養について、情報収集や関係機関との連携に努めてまいります。

- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引き続きお願いします。

【回答】 <所管：福祉課>

寒川町では、神奈川県が調達した衛生用品を、寒川町所管域で感染者が発生した場合に配布するための備蓄品として保管しております。町内に限らず、近隣市でクラスターが発生した際には、当町で備蓄している分を融通することとなっておりますので、必要となった際には、ご相談ください。

なお、専門医療スタッフの派遣につきましては、神奈川県や茅ヶ崎市保健所とご調整ください。

- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないように市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。

【回答】 <所管：健康づくり課>

町では、広報のコロナ感染予防の記事に「うつらない、うつさない、責めない、傷つけない」の標語を掲載し、差別や誹謗中傷、風評被害が起こらないよう意識づけを行っております。今後も継続して取り組んで参ります。

- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。

【回答】 <所管：福祉課>

新型コロナウイルスの感染は、様々な職種や業種に関わる方の生活に影響を及ぼしているものであり、公平性の観点から、障がい福祉施設等の職員の宿泊施設確保に限るものではなく、町単独での実施は困難と考えます。

- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引き続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

【回答】 <所管：福祉課>

新型コロナウイルス感染症の対応に伴う各種可算要件の緩和や在宅支援等の代替支援につきましては、感染状況や、厚生労働省が示す通知等に従い、可能な限り対応をとっている所であります。

今後とも柔軟に対応をしておりますが、状況により対応が変わることが想定されますので、厚生労働省や神奈川県、町が発する通知等を随時ご確認の上、サービス提供の継続にご協力くださいますようお願いいたします。

2.人材確保について（継続要望）

- (1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっていきます。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、勤務年数により返済が減額される

貸付金、魅力ある市町村での働き方等)

【回答】<所管：福祉課、産業振興課>

町として、障害福祉施設等へ人材確保に関する直接的な支援や関与はできませんが、各事業所の専門的な人材確保のため、地域生活支援拠点整備事業の中で人材育成の実施について検討を進めてまいります。

また、ハローワーク藤沢、藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が主催となり、湘南合同就職面接会を毎年実施しております。中学、高校卒業の方を除きお仕事を探されている方を対象として実施しております。

採用に係る助成金につきましては、事業所を町内に新設、又は増設して事業を開始する企業等で、一定の条件に該当した場合、雇用奨励金を交付します。詳細につきましては、寒川町ホームページをご覧ください。

引き続き関係機関等とも連携を図ってまいります。

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

【回答】<所管：教育委員会 学校教育課>

共生社会の実現に向けて、神奈川県ではインクルーシブ教育を推進しているところであり、寒川町におきましても、県の委託事業を受けて平成28年度から3年間、寒川町立南小学校がインクルーシブ教育のモデル校として、取組を行ってまいりました。寒川町教育委員会としましても、障がいの有無に関わらず地域の学校で地域の子どもと一緒に学ぶ教育について、その充実を図ることは重要と考えております。

また、町内全小学校において、社会福祉協議会と連携をするなどして、車いす体験、アイマスク体験等、福祉に関する学習を行っております。他にも、各学校において、機会を捉えて地域との関わりを通して福祉的な側面について学習を深めているところです。

今後も引き続き、各学校において、「総合的な学習の時間」を中心に、これらの福祉に関する学習を継続してまいりたいと考えています。

3.障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、縣市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は25%と低い状況となっております。障害者地域生活サポート

事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には、早期に実施を要望します。特に自覚的実施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。（継続要望）

ア「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乘せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

【回答】<所管：福祉課>

障害者地域生活サポート事業につきましては、町の利用ニーズや財政状況等を複合的に考慮したうえ複数ある事業メニューのなかから、より必要性が高いと判断されるものを実施しておりますので、今後も利用ニーズ等を踏まえまして、事業継続や追加実施を検討・判断してまいります。

また、適用条件など、必要に応じて県へ要望等を行ってまいります。

- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

【回答】<所管：福祉課>

計画相談支援に関するメニュー等につきましても、国制度として実施されており、現在、町助成等の考えはありません。当町の状況として、平成29年度から、委託相談支援事業所を1か所増設し、さらに、令和2年度の10月からは基幹相談支援センターも設置するなど、相談支援体制の充実に努めているところです。

4.障害者グループホームの運営について（継続要望）

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとっても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要

望します。

- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000円～17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在 19 市町が家賃補助を実施しています。

【回答】 <所管：福祉課>

グループホーム等の運営費補助及び家賃補助等につきましては、町は現在実施しておりません。特に家賃補助は、平成23年10月より国制度が整備されたことにより、町の家賃補助事業は廃止させていただいた経緯があります。町の財政事情等もあり補助事業の実施は難しい状況にありますが、障がい者の地域移行を推進するためには、生活の拠点となる住まい、特にグループホームの必要性や重要性は十分に認識しておりますので、グループホーム新設時には設置費用の一部に補助を行うなど、可能な限り、生活拠点となるグループホームの整備を推進できるように取り組んでおります。

また、障害者グループホーム等運営費補助事業につきましては、利用ニーズに応じ、実施しておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

5.障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

【回答】 <所管：福祉課>

当町には、現在、児童発達支援が2事業所、放課後等デイサービスが3事業所あり、障がい児の利用ニーズが大きいことを反映するように、利用量は年々増加がすすんでいる状況です。町としましても、さらなる利用ニーズに応じられるよう、児童発達支援センターの機能の一部を委託相談支援事業の一環として実施するなど、限られた財源の中で、可能な限りの事業の拡充に努めておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに

移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充すると共に、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

【回答】 <所管：福祉課>

福祉型障害児入所施設の高等部卒業生や加齢児の移行支援については、現在、町の加齢児の待機者はありませんが、今後、高等部卒業を控え、各関係機関と連携を図り、移行支援を行っている方が複数おられます。

対象となる方の進路先の具体的な調整の進捗度合いにより、障害者支援区分の認定調査を早め実施するなど、柔軟に対応しておりますので、必要な際はご相談ください。

6.相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修日数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

【回答】 <所管：福祉課>

県が行っている研修につきましては、研修回数や受講生の増につながるような予算及び体制の確保・充実について、必要に応じて要望等をしてまいります。

7.短期入所事業について（継続要望）

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基礎整備を図るよう要望します。
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われまます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

【回答】 <所管：福祉課>

短期入所につきましては、利用者・家族のニーズが非常に高い反面、絶

対的な供給量は不足していると考えております。一方で、町単独での基盤整備は難しい状況にもありますので、県の障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業を通じて、3市1町の広域連携により短期入所拠点事業所を配置しているところです。また、障害者虐待防止法に基づく一時保護につきましては、社会福祉法人との委託契約により、年間を通じて居室の確保や連絡体制といった体制整備も行っております。

町としましても、短期入所事業を充実し利用者ニーズに応えられるよう、各種の取り組みを行っているところですが、さらなる体制整備・充実が図られるよう、必要に応じて国及び県への要望等を行ってまいります。

8.就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られよう要望します。

【回答】〈所管：福祉課〉

当町では、「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」に基づき、町役場各課等において、積極的に取り組んでいるところです。

また、今年度は新型コロナウイルス感染拡大により実施できませんでしたが、町役場内、障害者事業所連絡会主催の展示即売会に協力させていただいております。

そのほかにも、障がい者からの就労相談に身近な場所で応じることができるよう、町役場内でハローワーク及び就労援助センターによる出張相談を年6回実施しております。今後も、障がい者が安定した地域生活をおくれるように、障がい者就労や工賃向上等が推進されるよう取り組んでまいります。

9.障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をしたりした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むこ

とが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

【回答】〈所管：町民安全課、福祉課〉

障がい児者の避難対策は昨今の増加する災害に加え、コロナ禍での新たな対策も必要となり、非常に重要であると考えております。

[避難所の運営について]

各避難所運営委員長、自治会長、民生委員児童委員、社会福祉協議会、行政職員等で構成する避難所運営連絡会で協議を進めており、障害福祉施設等の関係者の方は構成員に定めてはおりませんが、内容によっては障がい者関係団体の方にもオブザーバーとして協力していただくケースもあります。

各避難所では、運営を迅速かつ確実に進めるよう避難所運営マニュアルを作成しています。町では、昨年度、マニュアルのひな形の改定を行い、風水害時や感染症防止、障がい児者の方への対応等について詳細を追加し、各避難所において、これらの内容を取り入れた運用を依頼しているところです。

また、避難所において環境に馴染むことが困難な方については、別のスペースで過ごしていただく対応も行っています。

[防災訓練について]

自主防災訓練時には、避難所での生活ルールやトイレの場所などを障害のある方や外国人など、誰にでもわかるよう表した案内表示の必要性について周知を行っています。引き続き、障がい児者の方が避難所においても安心して避難生活を送れるよう意見を聴きながら順次取り組んで参ります。

[防災対策について]

障がい児者の防災対策につきましては、町内に障がい者入所施設がないために拠点整備が難しい状況がありますので、小中学校といった一般的な避難所での生活が困難な障がい児者の受け入れ先として、町隣接の自治体に所在する施設等と防災協定を締結するなど、可能な限り災害時の体制整備を行っているところですが、今後も多様で地域的な視点を念頭におき、より一層の充実が図られるよう取り組んでまいります。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

【回答】〈所管：町民安全課、福祉課〉

地震等の発災時には、正確な情報を入手することが重要と考えており、

当町におきましては、防災行政用無線、メール配信、J : c o m等、今年度にはLINEを導入し、様々な手段を活用して、町民の皆さん等に情報を発信しております。

今後につきましては、広域避難場所や地域集会所に設置している防災行政用無線移動系設備をデジタル通信に更新し、様々な機能の向上を図るなど、また、新たな情報発信ツールを模索するなど、より正確な情報伝達ができるよう努めて参ります。

また、災害時の体制整備を充実させるため、防災協定を締結する際には、施設と調整のうえ必要となる備品等に対し一部補助を実施してまいりましたが、通報や通信手段の確保は、非常に重要なものと認識している一方、現状では、主に電話やFAX、メール等に頼らざるを得ないものと考えております。なお、災害時にこれらの通信手段が使用できなくなることも十分に想定できますので、町職員を現地に派遣して連絡調整を行うなど、可能な限り迅速な情報把握や伝達が行えるよう対応してまいります。

10.発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

【回答】〈所管：福祉課〉

発達障がいに係る専門機関として、神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）がありますが、政令市を除き県内に1箇所の設置であり、所在地が中井町ということで、当町の利用者にとっても、決して利用し易いとは言えない状況にありましたが、平成28年度からは、県の発達障害者地域支援マネージャー配置事業によるコンサルテーションを実施されています。

また、当町においても、発達障がいに係るニーズが増加傾向にあることを踏まえまして、相談支援体制の充実を図るため、相談支援事業所の増設の際には、精神・発達障がいに関する事業実績等がある法人を、公募型プロポーザルにより選定しております。

本年度は、かながわAや発達障害者地域支援マネージャーと連携して、ペアレント・トレーニングを開催しております。

今後も、県事業等とも連携を図りながら、さらなる体制の充実・強化に努めてまいります。

11.第6期障害福祉計画について（継続要望）

(1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

(2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

【回答】 <所管：福祉課>

令和2年10月からの基幹型相談支援センター設置を含め、町計画においては、面的整備型により、寒川町の実情に合った地域生活支援拠点体制の整備をすすめることとしております。

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設置時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居住介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

【回答】 <所管：福祉課>

町が実施主体である地域生活支援事業や各種国サービスにおきまして、障がいのある人自身が有する能力や、適正に応じ自立した生活が送れるよう、利用者や地域の実情を踏まえまして、効率的・効果的な事業実施に努

めているところです。様々なライフステージに合わせ、真に必要なサービスや支給決定等がされるように、引き続き取り組んでまいります。

事務担当は、町民窓口課相談・人権担当

TEL (74) 1111 内線474

FAX (74) 2833

謹啓 清秋の候、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より公明党に対し格別なるご支援を賜り、まことにありがとうございます。

さて、この夏の予算要望ヒアリングにおきまして頂戴いたしましたご要望に対し、県当局から回答がまいりましたので、取り急ぎご送付申し上げます。

私どもといたしましては、今次の回答を精査の上、今後の、県当局との折衝につなげてまいる所存です。

今後とも、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

謹白

令和3年10月

公明党神奈川県議会議員団
団長 亀井 貴嗣

回 答 様 式

NO	20-001	要 望 団 体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局・ 健康医療局
----	--------	------------	--------	----	-------------------------

件 名	新型コロナウイルス感染症の対策について
要 望 要 旨	<p>(1) ワクチン接種について、福祉施設従事者及び基礎疾患を有する方は優先接種の対象となっているが、現状は各市町村によって対応や進度が相違している。</p> <p>施設・事業所では、速やかに利用者及び職員が集団接種できることが望ましいが、従事者と利用者との対応の相違、接種券発行の条件、ワクチンの確保、医師・看護師の確保、会場の確保などが課題である。</p> <p>所管市町村に対して、迅速かつ柔軟な対応を可能とする取り決めや指導をお願いするとともに、県独自の推進もお願いする。</p> <p>(2) 神奈川県で制度化した「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」に登録した応援職員については、具体的、迅速な調整機能、マッチング対応を望むと共に、感染施設へ派遣する応援職員の安全確保と派遣に伴う経費の十分な金銭保証をお願いします。</p> <p>(3) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。</p> <p>(4) 利用者が PCR 検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の整備すること。</p> <p>ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象とすること。</p> <p>(5) 神奈川県におかれましては限定的ではありますが、生活系の福祉施設従事者に対して PCR 検査を公費で実施していただいています。</p> <p>ワクチン接種が完了するまでの当面の間は引続きお願いします。</p> <p>(6) 各種加算要件等の緩和について、引き続き柔軟な対応をお願いします。</p>

- (1) 現在、各市町村において実情に応じた接種計画を立てています。
県は、必要に応じて各市町村の必要とする支援を実施しています。今後も引き続き支援を実施してまいります。

また、県では福祉施設等の従事者を対象とした接種会場を設置し、接種の促進を図っています。

- (2) 県では、新型コロナウイルス感染対策として、社会福祉施設等において感染者が発生した際に、入所者支援を継続して行えるように、職員の派遣が可能な民間施設等を募り、感染者が発生した施設等への派遣調整を神奈川県社会福祉協議会に委託して実施しています。

皆様方の御協力により、派遣可能施設等として、多くの登録をいただいておりますが、県としても、マスクや防護服等の感染予防資材の準備、事前の研修、派遣に必要な旅費や派遣職員の補填にかかる費用を負担するとともに、派遣期間中の事故や新型コロナウイルスに感染した場合に備えた包括傷害保険への加入や派遣職員が職場復帰する際のPCR検査費用負担等の支援等を行っており、派遣いただける職員の不安解消や御協力いただける施設等の負担軽減に取り組んでいます。

- (3) 県では、保健福祉事務所、保健所等からの依頼に応じ、クラスターが発生した県内の病院や福祉施設等に対し、感染症対策指導・ゾーニング指導を行うC-CAT（医師や看護師、臨床検査技師等で構成された、県の組織）の派遣調整を行っております。

また、感染対策に必要な備品等については、C-CATの感染対策指導に基づき配布しております。

- (4) ケア付き宿泊療養施設は、新型コロナウイルスの影響により、介護者が不在となった在宅障がい者を対象としています。

万が一グループホームで感染が発生し、職員が不足する場合には、生活支援員や看護師等の応援職員を派遣する事業を実施しており、お住まいのグループホームを引き続きご利用いただけるよう取り組んでいます。

また、グループホーム内での感染拡大を防ぐため、保健所や県医療危機対策本部室クラスター対策班が感染管理やゾーニング指導等を行っております。

コロナ禍においても、グループホームで生活する障がい者が安心して生活出来るよう、対策を講じてまいります。

(5) 障害児者施設の従事者を対象とした新型コロナウイルスのPCR検査事業については、8月末までの実施となりましたが、今後も、施設で陽性患者が発生した場合、保健所の判断により施設の関係者を対象としたPCR検査を実施し、感染者の早期発見と感染拡大予防に取り組んでまいります。

(6) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であって、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づき、原則、引き続き柔軟な取扱いが可能となっています。人事異動等で自治体担当者間の引き継ぎ漏れがないよう、県としても各市町村への周知等に努めてまいります。

回 答 様 式

NO	20-002	要 望 団 体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局 (教育局)
----	--------	------------	--------	----	------------------------

件 名	障害福祉の人材確保について
要 望 要 旨	<p>(1) 「福祉・介護職員処遇改善加算」並びに「特定処遇改善加算」の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員も支給対象に加えていただきたい。また、加算という不安定な上乘せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。</p> <p>(2) 人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。</p> <p>(3) 障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいる。直接支援を軽減するための福祉機器やロボットの開発及び導入時の補助を検討すること。</p> <p>(4) 外国人人材の受入の体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受入団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いいたします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。</p> <p>(5) 障がい福祉の仕事は働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であること、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思います。また、将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いいたします。</p>
	<p>(1) 福祉・介護職員の処遇改善については、令和元年度の報酬改定で「特定処遇改善加算」が創設され、令和3年度改定で事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直し取得促進を図っています。</p> <p>また、当該加算は、福祉・介護職員の賃金等の処遇改善を目的としたものであり、基本報酬への組み入れは適当ではないと考えています。</p> <p>なお、県では、福祉・介護職員の処遇改善と特定処遇改善について改正単価等による事業所の運営実態を踏まえた検証を行うこと、また、一層の福祉・介護職員の処遇改善に向け、キャリアパスを適切に評価する仕組みについて引き続き検討すること、さらに、対象に相談系サービス等を含め、職種については相談支援専門員を含めるよう、他都道府県と共同で国へ要望してまいります。</p>

(2) 県では、研修を行う民間事業者等の指定を通じて、研修の受講機会を確保し、人材の確保に努めるとともに、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成に努めております。また、県が指定した「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護分野で就労を希望する方を対象とした就職相談会や職場体験事業を通じて、人材の育成・確保に取り組んでおります。

令和3年度からは、幅広い年齢層の方による障がい福祉分野への就労を支援するため、他業種で働いていた者に対し、就職支援金の貸付けを行い、一定期間就労することで返済を免除する制度を創設いたしました。

今後とも、こうした県の事業について、福祉人材センターやハローワーク、各種養成校等と連携しながら、広く周知していくことにより、人材不足の解消に向けた取組を推進してまいります。

(3) 県では、障がいの重度化、高齢化に伴い、障害分野においても支援員のマンパワーだけに依存せず、テクノロジーと支援員の支援技術を融合させ、支援の質を向上させる必要があると考えています。

令和元年度からは、国の補助制度を活用して、障害者支援施設等における介護ロボット等の導入を支援しています。

なお、福祉機器やロボットの開発については、どのようなことができるのか、検討してまいります。

(4) 外国人労働者の受入については、外国人留学生等が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するため、留学生等と受入介護施設等とのマッチング事業を実施しています。

併せて、外国人労働者を対象とした福祉施設等就職相談会の開催や外国人労働者の雇用を検討している福祉介護施設への支援等により、福祉介護分野での外国人労働者の雇用拡大・定着を図ってまいります。

(5) 県では、中高生に向けた福祉・介護の仕事への理解や関心を深めるための教材を配布するとともに、希望する学校に若手の職員を派遣し仕事のやりがいや魅力を伝える出張授業やインターンシップ制度による職場体験を実施しております。

また、県教育委員会では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、義務教育段階から高校段階までの連続した取組となるよう、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。今後も、すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め合い、互いを尊重し、他者と協働する力を育ててまいります。

回 答 様 式

NO	20-003	要 望 団 体	知的障害福祉	局名	福祉子どもみらい局
----	--------	---------	--------	----	-----------

件 名	障害者地域生活サポート事業について
要 望 要 旨	<p>平成 18 年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて 14 年が経過しています。事業メニューの実施率は約 23%という低い状況です。</p> <p>この交付事業は市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また、広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。</p> <p>平成 31 年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準の見直しを行った事業メニューがあります。しかし、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。</p> <p>今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独事業として実施する抜本的な見直しを要望します。</p> <p>障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援するうえで無くてはならない、福祉先進県かながわを象徴する制度です。障害者地域生活サポート事業と合わせてこの事業の市町村格差は是正と、さらなる拡充をお願いします。また、グループホームの家賃補助が全県に行きわたるよう市町村への働きかけをお願いします。</p>
	<p>障害者地域生活サポート事業を含む市町村障害者福祉事業推進補助金については、度重なる国の報酬改定や市町村における実績等を踏まえて、平成 31 年度に見直しを行いました。</p> <p>障害者地域生活サポート事業は、国制度では対応できない支援について、各市町村が地域の実情に応じて必要な事業を実施しているもので、一部事業で見直しにより削減された事業実施に要する経費分について、単に予算減額とすることなく各地域の実情に応じた事業実施につなげるよう、市町村に説明してきました。</p> <p>平成 31 年度の見直しにより減額となったメニューについては、各事業の割合の按分等により、国による加算等を適用してもなお必要な額を本事業により維持することとしており、国制度及び本事業のトータルとして従前の水準を割り込むことのないよう見直しています。引き続き利用実績等を踏まえた検証を随時行ってまいります。</p> <p>障害者福祉の推進に当たっては、国において、支援を必要とされる方が居住される都道府県や市町村の規模や財政力により地域格差が生じることのないよう制度設計がなされるべきと考えており、必要な事業については国制度として実施されるよう、機会を捉えて国に働きかけてまいります。</p>

回 答 様 式

NO	20-004	要 望 団 体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	------------	--------	----	---------------

件 名	福祉型障害児入所施設の移行支援等について
要 望 要 旨	<p>高等部卒業生及び過齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。</p> <p>要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められるようになります。</p>
	<p>過齢児等の移行支援については、現在、国が設置した「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、検討が進められおり、本県もこの検討会に参画しています。とりわけ、この会議では、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等が早い段階からしっかりと連携して、円滑に成人サービス等への移行が進めることが重要とされており、県が調整機能を果たすことも期待されています。</p> <p>県としては、この実務者会議の検討結果なども踏まえつつ、障害児入所施設に過齢児が滞留しないよう、しっかりと調整機能を果たしてまいります。また、いただいた御意見も含めて、どのように対応したら、円滑な移行ができるのか、引き続き、検討を進めるとともに、関係団体、施設等と連携しながら、必要な取組を実施してまいります。</p>

回答様式

NO	20-005	要望 団体	知的障害福祉協会、身 体障害者施設協会、セ ルプセンター	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	----------	------------------------------------	----	---------------

件名	就労支援について
要望 要旨	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、就労継続支援B型事業所等を中心とした就労系事業所の生産活動は、受注や販路等が減少し、従前の工賃支払いが難しい状況にあります。よって、障害者優先調達推進法に則った公的発注の推進が望まれますので、改めて各行政機関への周知徹底をお願いします。また、社会・行政関係機関等から受注を受ける共同受注窓口「神奈川セルプセンター」は大変重要な機能、役割を担っておりますので安定運営できるような補助金の維持、充実をお願いします。</p>
	<p>障害者就労施設等からの調達については、毎年度、調達方針及び調達目標額を定め、調達の推進に取り組んでおりますが、コロナ禍においても取組が一層推進されるよう、引き続き発注可能な業務の切り出しや庁内への周知等を行ってまいります。また、市町村の取組が推進されるよう、調達方針が未策定となっている市町村への働きかけや、共同受注窓口の利用方法等の周知を行ってまいります。</p> <p>共同受注窓口については、複数の事業所が共同して受注等に取り組むことにより、受注機会の増大や工賃向上につながる重要な取組であると考えておりますので、継続的な運営ができるよう、引き続き検討してまいります。</p>

回 答 様 式

NO	20-006	要 望 団 体	神奈川県知的障害福祉協会 神奈川県身体障害施設協会 特定非営利活動法人神奈川 セルフセンター	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	---------	---------------------------------------------------------	----	---------------

件 名	神奈川県障がい福祉のあり方について
要 望 要 旨	<p>(1) 昨年度は、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」が設置され、県立入所施設6施設（県営2・指定管理4）の支援に係る検証、ヒアリング等が行われました。その中で県立施設の機能、役割について課題があることが指摘されました。続いて今年度は、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」が設置されました。今まで県内の障害者支援施設は、県立、指定管理、民間の機能、役割分担について認識してきた経過がありますが、時代の変化もありますので、改めて明確にするために、民間施設の現場の意見を聴いて協議、調整願いたいと思います。</p> <p>(2) 身体拘束を必要最小限に抑えるためには、施設規模、人員体制、設備、日課等がどうあるべきかについて検討していただきたいと思います。当事者及びその周囲の方たちが安全・安心に過ごせる生活環境について検討をお願いします。</p> <p>(3) 意思決定支援の取組のあり方や今後の方向性を示してほしい。</p> <p>(4) 県内の障がい福祉は、入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方のライフステージにおいて、必要な時期に必要な支援を選べるのが重要です。65歳問題にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断的・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県の神奈川らしい障がい福祉の展開のために柔軟的、効果的な助成対応と制度設計をお願いいたします。</p>

(1) 障害者支援施設のあり方については、障がい当事者をはじめ、県内の関係者からも広く意見を伺い、検討を進めてまいります。

具体的には、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と並行させるような形で、複数の当事者団体や障がい者支援団体にヒアリングを行わせていただき、その結果について、検討委員会でも共有をしながら、議論を進めていくことを想定しています。

(2) 県では、身体拘束ゼロの実現を目指し、令和2年12月から、県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）6施設の身体拘束の実施状況をホームページで公表し、「見える化」を図り、どうすれば、身体拘束を行わない支援ができるのか、検討を進めています。

また、県立施設において、二度と不適切な支援が見逃されることがないように、令和2年度から県立施設に対して、利用者の居室や支援の場面に入り、支援内容を直接確認する等、モニタリングの改善を図ってきました。

令和3年度は、当事者目線の支援についての理解や実践につなげていくため、各県立施設による自己点検をもとに、1施設当たり5日間程度、集中的に現地で、施設内の巡回や利用者・職員へのヒアリング等を実施し、モニタリングの充実強化を図ってまいります。

(3) 意思決定支援の取組については、検討委員会での議論等を踏まえ、今後、具体的にお示ししていきたいと考えています。

(4) 現在、検討委員会において、入所施設等のあり方が議論されています。

検討委員会の議論を注視しつつ、県としても小規模ユニットケアの導入や、施設内だけで完結しない利用者支援などについて積極的に検討し、当事者目線の福祉を実現するために取り組んでまいります。

令和3年 9月13日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄守英様

神奈川県への要望の回答 送付について

時下益々ご健勝のこととお慶び申し上げますとともに、日頃より我が党に対しましての格別のご支援、ご協力に心より感謝申し上げます。

早速ですが、本年夏の自由民主党神奈川県支部連合会・自由民主党神奈川県議会議員団共催による予算要望ヒアリングにつきまして、ご提出いただきました要望書に対する8月末現在の県の回答を入手いたしましたので、取り急ぎご報告させていただきます。

なお、県からの回答について、まだまだご要望に沿う回答が得られていない点、具体性に欠ける点もございますが、我が党、医療・福祉グループにて、ご要望に対し一歩でも前進いたしますよう鋭意努力しておりますので、ご承知おきご理解賜りますようお願い申し上げます。

また、ヒアリングのみならず、ご要望、ご相談がございましたら、ご懇談の機会をお作りいたしますので、何時でもお申し出頂きたいと存じます。

今後とも、我が党に対する変わらぬご支援、ご協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

自由民主党神奈川県支部連合会

医療・福祉グループ長	原 聡祐
医療・福祉グループ事務局長	高橋 栄一郎
医療・福祉グループ委員	小川 久仁子
医療・福祉グループ委員	敷田 博昭
医療・福祉グループ委員	細谷 政幸
医療・福祉グループ委員	綱嶋 洋一
医療・福祉グループ委員	神倉 寛明
医療・福祉グループ委員	永田 輝樹

回答様式

NO	20-001	要望 団体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局・ 健康医療局
----	--------	----------	--------	----	-------------------------

件名	新型コロナウイルス感染症の対策について
要望 要旨	<p>(1) ワクチン接種について、福祉施設従事者及び基礎疾患を有する方は優先接種の対象となっているが、現状は各市町村によって対応や進度が相違している。</p> <p>施設・事業所では、速やかに利用者及び職員が集団接種できることが望ましいが、従事者と利用者との対応の相違、接種券発行の条件、ワクチンの確保、医師・看護師の確保、会場の確保などが課題である。</p> <p>所管市町村に対して、迅速かつ柔軟な対応を可能とする取り決めや指導をお願いするとともに、県独自の推進もお願いする。</p> <p>(2) 神奈川県で制度化した「社会福祉施設等への応援職員派遣支援事業」に登録した応援職員については、具体的、迅速な調整機能、マッチング対応を望むと共に、感染施設へ派遣する応援職員の安全確保と派遣に伴う経費の十分な金銭保証をお願いします。</p> <p>(3) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。</p> <p>(4) 利用者が PCR 検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の整備すること。</p> <p>ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象とすること。</p> <p>(5) 神奈川県におかれましては限定的ではありますが、生活系の福祉施設従事者に対して PCR 検査を公費で実施していただいています。</p> <p>ワクチン接種が完了するまでの当面の間は引続きお願いします。</p> <p>(6) 各種加算要件等の緩和について、引き続き柔軟な対応をお願いします。</p>

- (1) 現在、各市町村において実情に応じた接種計画を立てています。
県は、必要に応じて各市町村の必要とする支援を実施しています。今後も引き続き支援を実施してまいります。

また、県では福祉施設等の従事者を対象とした接種会場を設置し、接種の促進を図っています。

- (2) 県では、新型コロナウイルス感染対策として、社会福祉施設等において感染者が発生した際に、入所者支援を継続して行えるように、職員の派遣が可能な民間施設等を募り、感染者が発生した施設等への派遣調整を神奈川県社会福祉協議会に委託して実施しています。

皆様方の御協力により、派遣可能施設等として、多くの登録をいただいておりますが、県としても、マスクや防護服等の感染予防資材の準備、事前の研修、派遣に必要な旅費や派遣職員の補填にかかる費用を負担するとともに、派遣期間中の事故や新型コロナウイルスに感染した場合に備えた包括傷害保険への加入や派遣職員が職場復帰する際のPCR検査費用負担等の支援等を行っており、派遣いただける職員の不安解消や御協力いただける施設等の負担軽減に取り組んでいます。

- (3) 県では、保健福祉事務所、保健所等からの依頼に応じ、クラスターが発生した県内の病院や福祉施設等に対し、感染症対策指導・ゾーニング指導を行うC-CAT（医師や看護師、臨床検査技師等で構成された、県の組織）の派遣調整を行っております。

また、感染対策に必要な備品等については、C-CATの感染対策指導に基づき配布しております。

- (4) ケア付き宿泊療養施設は、新型コロナウイルスの影響により、介護者が不在となった在宅障がい者を対象としています。

万が一グループホームで感染が発生し、職員が不足する場合には、生活支援員や看護師等の応援職員を派遣する事業を実施しており、お住まいのグループホームを引き続きご利用いただけるよう取り組んでいます。

また、グループホーム内での感染拡大を防ぐため、保健所や県医療危機対策本部室クラスター対策班が感染管理やゾーニング指導等を行っております。

コロナ禍においても、グループホームで生活する障がい者が安心して生活出来るよう、対策を講じてまいります。

- (5) 障害児者施設の従事者を対象とした新型コロナウイルスのPCR検査事業については、8月末までの実施となりましたが、今後も、施設で陽性患者

が発生した場合、保健所の判断により施設の関係者を対象としたPCR検査を実施し、感染者の早期発見と感染拡大予防に取り組んでまいります。

- (6) 新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中であって、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・設備及び運営基準等については、国事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」に基づき、原則、引き続き柔軟な取扱いが可能となっています。人事異動等で自治体担当者間の引き継ぎ漏れがないよう、県としても各市町村への周知等に努めてまいります。

回答様式

NO	20-002	要望 団体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局 (教育局)
----	--------	----------	--------	----	------------------------

件名	障害福祉の人材確保について
要望 要旨	<p>(1) 「福祉・介護職員処遇改善加算」並びに「特定処遇改善加算」の更なる増額、仕組みの簡素化、職種による格差の是正を図り、賃金改善並びにキャリアアップの推進が図られるようお願いいたします。合わせて相談支援専門員も支給対象に加えていただきたい。また、加算という不安定な上乘せ補助ではなく、基本報酬への組み入れを望みます。</p> <p>(2) 人材不足解消のため、各種研修の充実及び福祉人材センター、養成校等と連携し障害福祉サービス等に係る人材の確保に向けて、新卒者から転職者まで、幅広い年齢層を確保できる神奈川県独自の具体的な障害福祉の求人施策の実現を要望します。</p> <p>(3) 障害者支援施設等では障害の重度化、高齢化が進んでいる。直接支援を軽減するための福祉機器やロボットの開発及び導入時の補助を検討すること。</p> <p>(4) 外国人人材の受入の体制づくりを行政主導で実施し、外国の送り出し機関と県内の受入団体を支える役割を持ち、安心して実習できる環境を整えていただくようお願いいたします。また、外国人人材の受入れ準備がスムーズに行えるよう、各事業所向けのガイドブック等の作成を要望します。</p> <p>(5) 障がい福祉の仕事は働き甲斐があり、「ともに生きる社会」の実現のための誇りある仕事であること、多様な支援の現場には、新しい人材が活躍できる場がたくさんあることを発信していく取組みを共にお願いしたいと思っております。また、将来を見据えてインクルーシブ教育の推進を図り、差別、偏見のない多様な価値観を認め合う福祉教育の推進をお願いいたします。</p>
	<p>(1) 福祉・介護職員の処遇改善については、令和元年度の報酬改定で「特定処遇改善加算」が創設され、令和3年度改定で事業者が活用しやすい仕組みとする観点から、より柔軟な配分を可能とするよう配分ルールを見直し取得促進を図っています。</p> <p>また、当該加算は、福祉・介護職員の賃金等の処遇改善を目的としたものであり、基本報酬への組み入れは適当ではないと考えています。</p> <p>なお、県では、福祉・介護職員の処遇改善と特定処遇改善について改正単価等による事業所の運営実態を踏まえた検証を行うこと、また、一層の福祉・介護職員の処遇改善に向け、キャリアパスを適切に評価する仕組みについて引き続き検討すること、さらに、対象に相談系サービス等を含め、職種については相談支援専門員を含めるよう、他都道府県と共同で国へ要望してまいります。</p>

(2) 県では、研修を行う民間事業者等の指定を通じて、研修の受講機会を確保し、人材の確保に努めるとともに、一定の基準に基づく研修事業の指定や指定事業所の指導を通じて、質の高い人材の養成に努めております。また、県が指定した「かながわ福祉人材センター」において、福祉介護分野で就労を希望する方を対象とした就職相談会や職場体験事業を通じて、人材の育成・確保に取り組んでおります。

令和3年度からは、幅広い年齢層の方による障がい福祉分野への就労を支援するため、他業種で働いていた者に対し、就職支援金の貸付けを行い、一定期間就労することで返済を免除する制度を創設いたしました。

今後とも、こうした県の事業について、福祉人材センターやハローワーク、各種養成校等と連携しながら、広く周知していくことにより、人材不足の解消に向けた取組を推進してまいります。

(3) 県では、障がいの重度化、高齢化に伴い、障害分野においても支援員のマンパワーだけに依存せず、テクノロジーと支援員の支援技術を融合させ、支援の質を向上させる必要があると考えています。

令和元年度からは、国の補助制度を活用して、障害者支援施設等における介護ロボット等の導入を支援しています。

なお、福祉機器やロボットの開発については、どのようなことができるのか、検討してまいります。

(4) 外国人労働者の受入については、外国人留学生等が介護福祉士の資格を取得し、県内で介護業務に就労することを支援するため、留学生等と受入介護施設等とのマッチング事業を実施しています。

併せて、外国人労働者を対象とした福祉施設等就職相談会の開催や外国人労働者の雇用を検討している福祉介護施設への支援等により、福祉介護分野での外国人労働者の雇用拡大・定着を図ってまいります。

(5) 県では、中高生に向けた福祉・介護の仕事への理解や関心を深めるための教材を配布するとともに、希望する学校に若手の職員を派遣し仕事のやりがいや魅力を伝える出張授業やインターンシップ制度による職場体験を実施しております。

また、県教育委員会では、支援教育の理念のもと、共生社会の実現に向け、すべての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び共に育つための環境づくりをめざして、義務教育段階から高校段階までの連続した取組となるよう、インクルーシブ教育の推進に取り組んでいます。今後も、すべての子どもが共に学び共に育つことにより、相互理解を深められるようにし、多様性を認め合い、互いを尊重し、他者と協働する力を育ててまいります。

回答様式

NO	20-003	要望 団体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	----------	--------	----	---------------

件名	障害者地域生活サポート事業について
要望 要旨	<p>平成18年度に障害者地域生活サポート事業が施行されて14年が経過しています。事業メニューの実施率は約23%という低い状況です。</p> <p>この交付事業は市町村の任意事業であり、財源状況により市町村格差が生じています。県と市が協力して実施率を上げていただけるよう、また、広域行政機能による市町村格差を是正されるよう要望します。</p> <p>平成31年度より実施された見直しの一部は、国制度の拡充を踏まえて交付基準の見直しを行った事業メニューがあります。しかし、国の拡充が一律に対象になるわけではない状況の中で、交付基準額を一律に減額することは望ましくありません。福祉先進県として維持、加算する方向で進むことを要望します。</p> <p>今後の課題は、福祉先進県として、市町村格差を是正するためにも、神奈川県単独事業として実施する抜本的な見直しを要望します。</p> <p>障害者グループホーム等運営費補助事業は、地域で暮らす利用者を支援するうえで無くてはならない、福祉先進県かながわを象徴する制度です。障害者地域生活サポート事業と合わせてこの事業の市町村格差是正と、さらなる拡充をお願いします。また、グループホームの家賃補助が全県に行きわたるよう市町村への働きかけをお願いします。</p>
	<p>障害者地域生活サポート事業を含む市町村障害者福祉事業推進補助金については、度重なる国の報酬改定や市町村における実績等を踏まえて、平成31年度に見直しを行いました。</p> <p>障害者地域生活サポート事業は、国制度では対応できない支援について、各市町村が地域の実情に応じて必要な事業を実施しているもので、一部事業で見直しにより削減された事業実施に要する経費分について、単に予算減額とすることなく各地域の実情に応じた事業実施につなげるよう、市町村に説明してきました。</p> <p>平成31年度の見直しにより減額となったメニューについては、各事業の割合の按分等により、国による加算等を適用してもなお必要な額を本事業により維持することとしており、国制度及び本事業のトータルとして従前の水準を割り込むことのないよう見直しています。引き続き利用実績等を踏まえた検証を随時行ってまいります。</p> <p>障害者福祉の推進に当たっては、国において、支援を必要とされる方が居住される都道府県や市町村の規模や財政力により地域格差が生じることのないよう制度設計がなされるべきと考えており、必要な事業については国制度として実施されるよう、機会を捉えて国に働きかけてまいります。</p>

回答様式

NO	20-004	要望 団体	知的障害福祉	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	----------	--------	----	---------------

件名	福祉型障害児入所施設の移行支援等について
要望 要旨	<p>高等部卒業生及び過齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。</p> <p>要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められるようになります。</p> <p>過齢児等の移行支援については、現在、国が設置した「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」において、検討が進められおり、本県もこの検討会に参画しています。とりわけ、この会議では、都道府県や市町村、移行先となりうる成人施設等の関係者団体等が早い段階からしっかりと連携して、円滑に成人サービス等への移行が進めることが重要とされており、県が調整機能を果たすことも期待されています。</p> <p>県としては、この実務者会議の検討結果なども踏まえつつ、障害児入所施設に過齢児が滞留しないよう、しっかりと調整機能を果たしてまいります。また、いただいた御意見も含めて、どのように対応したら、円滑な移行ができるのか、引き続き、検討を進めるとともに、関係団体、施設等と連携しながら、必要な取組を実施してまいります。</p>

回答様式

NO	20-005	要望 団体	知的障害福祉協会、身 体障害者施設協会、セ ルプセンター	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	----------	------------------------------------	----	---------------

件名	就労支援について
要望 要旨	<p>新型コロナウイルス感染症拡大により、就労継続支援B型事業所等を中心とした就労系事業所の生産活動は、受注や販路等が減少し、従前の工賃支払いが難しい状況にあります。よって、障害者優先調達推進法に則った公的発注の推進が望まれますので、改めて各行政機関への周知徹底をお願いします。また、社会・行政関係機関等から受注を受ける共同受注窓口「神奈川セルプセンター」は大変重要な機能、役割を担っておりますので安定運営できるような補助金の維持、充実をお願いします。</p>
	<p>障害者就労施設等からの調達については、毎年度、調達方針及び調達目標額を定め、調達の推進に取り組んでおりますが、コロナ禍においても取組が一層推進されるよう、引き続き発注可能な業務の切り出しや庁内への周知等を行ってまいります。また、市町村の取組が推進されるよう、調達方針が未策定となっている市町村への働きかけや、共同受注窓口の利用方法等の周知を行ってまいります。</p> <p>共同受注窓口については、複数の事業所が共同して受注等に取り組むことにより、受注機会の増大や工賃向上につながる重要な取組であると考えておりますので、継続的な運営ができるよう、引き続き検討してまいります。</p>

回答様式

NO	20-006	要 望 団 体	神奈川県知的障害福祉協会 神奈川県身体障害施設協会 特定非営利活動法人神奈川 セルフセンター	局名	福祉子ども みらい局
----	--------	---------	---------------------------------------------------------	----	---------------

件 名	神奈川県の障がい福祉のあり方について
要 望 要 旨	<p>(1) 昨年度は、「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」が設置され、県立入所施設6施設(県営2・指定管理4)の支援に係る検証、ヒアリング等が行われました。その中で県立施設の機能、役割について課題があることが指摘されました。続いて今年度は、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」が設置されました。今まで県内の障害者支援施設は、県立、指定管理、民間の機能、役割分担について認識してきた経過がありますが、時代の変化もありますので、改めて明確にするために、民間施設の現場の意見を聴いて協議、調整願いたいと思います。</p> <p>(2) 身体拘束を必要最小限に抑えるためには、施設規模、人員体制、設備、日課等がどうあるべきかについて検討していただきたいと思います。当事者及びその周囲の方たちが安全・安心に過ごせる生活環境について検討をお願いします。</p> <p>(3) 意思決定支援の取組のあり方や今後の方向性を示してほしい。</p> <p>(4) 神奈川県の障がい福祉は、入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方のライフステージにおいて、必要な時期に必要な支援を選べることが重要です。65歳問題にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断的・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県の神奈川らしい障がい福祉の展開のために柔軟的、効果的な助成対応と制度設計をお願いいたします。</p>

(1) 障害者支援施設のあり方については、障がい当事者をはじめ、県内の関係者からも広く意見を伺い、検討を進めてまいります。

具体的には、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」（以下「検討委員会」という。）と並行させるような形で、複数の当事者団体や障がい者支援団体にヒアリングを行わせていただき、その結果について、検討委員会でも共有をしながら、議論を進めていくことを想定しています。

(2) 県では、身体拘束ゼロの実現を目指し、令和2年12月から、県立障害者支援施設（以下「県立施設」という。）6施設の身体拘束の実施状況をホームページで公表し、「見える化」を図り、どうすれば、身体拘束を行わない支援ができるのか、検討を進めています。

また、県立施設において、二度と不適切な支援が見逃されることがないように、令和2年度から県立施設に対して、利用者の居室や支援の場面に入り、支援内容を直接確認する等、モニタリングの改善を図ってきました。

令和3年度は、当事者目線の支援についての理解や実践につなげていくため、各県立施設による自己点検をもとに、1施設当たり5日間程度、集中的に現地で、施設内の巡回や利用者・職員へのヒアリング等を実施し、モニタリングの充実強化を図ってまいります。

(3) 意思決定支援の取組については、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」での議論等を踏まえ、今後、具体的にお示ししていきたいと考えています。

(4) 現在、「当事者目線の障がい福祉に係る将来展望検討委員会」において、入所施設等のあり方が議論されています。

同検討委員会の議論を注視しつつ、県としても小規模ユニットケアの導入や、施設内だけで完結しない利用者支援などについて積極的に検討し、当事者目線の福祉を実現するために取り組んでまいります。

令和3年11月26日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様
神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 鈴木 暢 様

綾瀬市長 古塩 政由



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について
(回答)

令和3年10月27日に要望のありました標記について、次のとおり回答します。

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

- (1) 要望 福祉サービス利用者・職員のコロナワクチン優先接種について
(1) 回答 当市においては、福祉施設従事者には令和3年5月10日から、基礎疾患を有する方には令和3年5月17日から優先接種を行ってきました。
3回目の接種については、2回目から適正な期間を空けてからの接種となります。
- (2) 要望 障害福祉サービス利用者及び職員のPCR検査実施についての配慮
(2) 回答 市内の障害者支援施設等における職員の感染への不安を解消するため、令和2年度にはPCR検査を含む新型コロナウイルス感染症に係る検査を実施することへの補助を行いました。国で無料のPCR検査が行われるような動きがありますので、注視してまいります。
- (3) 要望 福祉サービス利用者が陽性と判明した場合の速やかな入院・入所について
(3) 回答 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は、神奈川県でケア付き宿泊療養施設を設けておりますが、グループホームの入居者も対応できるよう、県と連携を図ってまいります。

- (4) 要望 集団感染発生時の専門医療スタッフの派遣と備品等の優先的支給
- (4) 回答 福祉施設で集団感染が発生した際には、県と連携し、優先的支給が行えるように努めてまいります。
- (5) 要望 新型コロナウイルス感染者が発生した施設に対する市民への啓発
- (5) 回答 新型コロナウイルス感染者が発生した施設に対して、市民の方が正しく理解されるよう啓発に努めてまいります。
- (6) 要望 新型コロナウイルス感染者が発生した施設職員に対する宿泊施設の確保について
- (6) 回答 近隣市の実施状況や県の取り組みなどを参考に、必要性などについて検討してまいります。
- (7) 要望 新型コロナウイルス感染症における各種体制への柔軟な対応などについて
- (7) 回答 国や県の動向を注視し、各種体制における要件緩和、在宅支援等の代替的支援について迅速な対応をしております。

2 人材確保について

- (1) 要望 福祉人材の確保に障害福祉施設と協力して取り組む
- (1) 回答 近隣市の実施状況や福祉人材確保の取り組みなども参考に、障害福祉施設と連絡を取りながら必要性などについて検討してまいります。
- (2) 要望 学校教育の中で障害福祉を学んでもらうために教育委員会と連携する
- (2) 回答 障がい者福祉計画では障害のある子もない子も地域で快適に暮していけるように可能な限り同じ場で学ぶインクルーシブ教育を行い、児童・生徒が幼いころからノーマライゼーションの理念を身につけることが必要であると考えます。そのため、教育委員会と連携し、交流教育を推進していきます。

3 障害者地域生活サポート事業及び障害者グループホーム等運営費補助事業の実施に向けた要望

- (1) 要望 障害者地域生活サポート事業の実施率を上げる
- (1) 回答 障害者地域生活サポート事業の実施事業の増については、近隣市の

実施状況なども参考に、必要性などについて検討してまいります。

(2) 要望 地域生活サポート事業の適用条件について

(2) 回答 地域生活サポート事業は県の要綱・要領に基づき実施しており、県と連絡を取りながら必要性などについて検討してまいります。

(3) 要望 地域生活サポート事業に相談員確保のための支援項目の追加

(3) 回答 当市の障がい児者相談事業所及び相談支援専門員は、計画作成が手一杯の状況となっており、早急なスキルアップも求められております。そのため、基幹相談支援センター業務の一つとして、相談支援専門員の育成・指導に取り組んでいるところであります。安定した事業運営ができるよう、県に働きかけを行ってまいります。

4 障害者グループホームの運営について

(1) 要望 障害者グループホーム等運営費補助事業の継続

(1) 回答 当市においては、運営費補助の必要性があるものと考え、引き続き運営費補助事業の継続に努めてまいります。

(2) 要望 グループホーム家賃助成の増額

(2) 回答 グループホームの家賃助成については、当市では平成18年から継続して実施しております。今後も障がい者の地域移行を促進し、地域に定着できるよう家賃助成額については、近隣市の実施状況などを参考とし、検討したいと考えます。

5 障害児サービスについて

(1) 要望 児童発達支援センター等への重度障がい児へのサービス提供のための事業所拡充等体制整備や市単独での看護師や理学療法士（PT）・作業療法士（OT）・言語聴覚士（ST）等専門職員配置の人件費補助

(1) 回答 平成30年度からは、市内放課後等デイサービス事業所を対象に専門職員配置の人件費補助を行っています。今後も現状把握に努めてまいります。

(2) 要望 障害児施設による加齢児の対応

(2) 回答 加齢児の成人サービスへの移行については、強度行動障害者等の障害福祉サービスでの支援の提供の場が不足している状況です。そのため、今後、円滑な成人施設への移行支援のためにも、対象者がい

た場合は、「障害者地域生活サポート事業」の活用も含めて対応を検討してまいります。また、計画的な移行支援については、児童相談所や特別支援学校と連携し、早期な体験や実習先の調整など、連携を取れるよう努めてまいります。

6 相談支援事業の充実

要望 相談支援従事者初任者研修、現任研修の回数の増及び受講者増のための予算、研修体制の確保

回答 研修の主体は県が行っておりますが、当市でも市内の相談支援専門員が不足していることから、毎年申込をしておりますが若干名のみ認められている状況です。今後、協議会等で協議し研修の回数や受講者受入れの増などを県に引き続き要望してまいります。

7 短期入所事業について

(1) 要望 入通所事業所への短期入所の空床保障や人員配置等基盤整備

(1) 回答 近隣市の状況を調査し、市単独や近隣市町村合同又は圏域なども含めて検討してまいります。

(2) 要望 障害者虐待防止法による緊急時のベッド確保

(2) 回答 市単独での実施は困難なため、圏域や近隣市と協議の上、県に要望していくことを検討してまいります。

8 就労関連について

要望 新型コロナにおける例年以上の福祉施設からの物品購入や、業務委託優先発注、市公的施設内の福祉ショップの設置、市における施設外就労の推進及び直接雇用等

回答 ①福祉施設からの物品購入につきましては、市内の公立の児童福祉施設で給食時のパンを施設から購入しているほか、幅広く市民の皆様にも購入していただけるように、令和2年12月より綾瀬市観光情報提供アプリ「めぐると」に事業所登録をするなど受注の増加に努めております。また、業務委託につきましては、引き続きどのような業務が可能となるかを検討してまいります。

②本市の福祉ショップであるとしびショップでは、市内の福祉施設で製造した物品を引き続き販売してまいります。

③就労の推進につきましては、障がい児者相談支援センターに就労相談窓口を設置し、障がい者の特性に応じた仕事に就けるよう、

幅広く就職先を探すなど、相談者の求めに応じた寄り添った相談支援と就職後の職場定着につながるフォローアップを行っております。

- ④障がい者雇用につきましては、当市の人事担当が障がい者雇用のための採用を実施しております。

9 障害者の防災対策について

(1) 要望 生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加し、地域での防災の啓発的な役割を担えるようにする

(1) 回答 障がい児者の避難所については、市内の3施設と協定を締結し、福祉避難所として運営を行えるよう体制を整えております。現在、市危機管理課や福祉総務課、障害福祉施設と協議し、障がい児者が避難所を安心して利用できるよう連携体制の整備に取り組んでおります。

(2) 要望 災害時の無線通信装置等の配備や施設整備、確保のための助成

(2) 回答 市内福祉避難所（3施設）に対しては、既に無線通信装置の配備及び物資購入を毎年行っております。また、施設の改修等の支援につきましては、市単独では困難な状況であるため、機会を捉えて国や県に要望していくなど、対応を検討してまいります。

10 発達障害者への支援の充実について

要望 市又は圏域での発達障害者支援センターの創設

回答 市では児童発達支援センターもみの木園を運営しており、発達障がい児の相談を受け付けています。また、障がい児者相談支援センターにおいて発達障がい者の専門相談を実施し、支援を行っております。発達障害者支援センターの市単独での設置については人員確保等対応が困難なため、圏域での設置を県に要望していくなど、対応を検討してまいります。

11 第6期障害福祉計画について

(1) 要望 地域生活支援拠点等の整備

(1) 回答 第6期障がい者福祉計画では、国の指針に基づき面的整備型の地域生活支援拠点等の整備を行うことを目標に掲げ、引き続き整備に努めてまいります。

- (2) 要望 基幹相談支援センターの設置について
- (2) 回答 当市では基幹相談支援センターを平成29年10月に開設し、事業の運営を実施しております。令和2年度には、人員体制の強化に取り組み、職員数を1人から2人に増員しました。地域生活支援拠点の実施に向けた協議等、障害福祉拠点として運営を実施してまいります。
- (3) 要望 市町村地域生活支援事業について
- (3) 回答 現在、地域生活支援事業の単価設定は市町村ごとに異なっており、移動支援や成年後見利用推進事業、日中一時支援は近隣市と大差ない単価設定で実施しております。
- (4) 要望 多様な福祉サービスのあり方について
- (4) 回答 入所施設の地域生活の拠点としてのセーフティーネット機能、役割を再確認し、ライフステージに合わせて安心して挑戦できる環境となるよう横断型、循環型サービスの充実に向けて、県内市町村と連携しながら、ネットワークの構築に努めてまいります。

(事務担当は、障がい福祉課障がい福祉担当)

よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

(回答)

本市では、基礎疾患のある方については、高齢者に次ぐ優先順位として集団接種の予約を開始し、接種を行いました。障がい分野の福祉施設従事者については、国の指針では、施設に入所している高齢者に対応している等といった一部の条件に該当する職員のみ優先接種の対象としていましたが、本市では独自に、障がい分野の福祉施設従事者を“市で指定する職種”として、基礎疾患のある方と同時期に集団接種の予約を開始し、接種を行いました。

また、集団接種会場においては、車椅子対応レーンの設置及び車椅子の貸出しのほか、手話対応可能なタブレットの用意、横になりながらの接種、介護者の付添いも可能とする等の配慮をしました。

(新型コロナウイルスワクチン接種推進課)

(2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

(回答)

行政検査については、感染症法第15条第1項及び第3項等の規定に基づき都道府県知事が検体等の採取等を行い、行政検査としてこれを実施しています。また、救護応援体制については、感染症法第16条の2の規定により、各都道府県等において協力要請の判断をすることになっていきますので、御理解をお願いします。

(障がい福祉課)

(3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にしていたくようお願いいたします。

(回答)

入院の措置については、感染症法第22条の3の規定により、都道府県知事が総合調整を行うこととなっています。現在県にて、入所施設（ケア付き宿泊療養施設）は1か所設置しています。また、グループホームの入居者については、施設内で療養する場合に、施設が行う健康状態の確認等を支援するため看護師を派遣する仕組みがあります。

このような仕組みを利用し、地域で暮らす障がい児者に対する支援について、県と連携し対応していきます。

(障がい福祉課)

- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いします。

(回答)

感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置については、感染症法第16条の2及び第29条の規定により、都道府県知事が行うこととなっています。

衛生、医療に係る備品等の支給に関しては、県と協力し障がい福祉サービス事業所に提供してきましたので、引き続き対応していきます。

(障がい福祉課)

- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。

(回答)

感染者やエッセンシャルワーカー、またその家族に対する不当な差別をなくすため、市ホームページを通じ、市民への啓発に努めています。

(広聴人権課)

- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。

(回答)

施設職員の方等が濃厚接触者となった場合の宿泊施設の確保又は宿泊に係るかかり増し費用の助成については、市単独での確保等は難しいと考えていますので、機会を捉え、県に要望していきます。

(障がい福祉課)

- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日

か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のための連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻繁に連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

(回答)

加算要件の緩和等、県及び国に対して機会を捉え、引き続き働きかけていきます。

(障がい福祉課)

2. 人材確保について (継続要望)

- (1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっていきます。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。(例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等)
- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

(回答)

障がい福祉に関しては、ガイドヘルパーの資格取得の際の受講料の助成を今後も続けます。

また、福祉に関する授業等をはじめ、障がいに対する理解を深めるような事業を関係機関と調整していきます。

(障がい福祉課)

3. 障害者地域生活サポート事業について (継続希望)

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、縣市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は25パーセントと低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としてい

ます。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。（継続要望）

ア「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。
- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

(回答)

現在、本市で実施しているメニューは継続予定です。今後も、市の責務として時代に即した必要な事業の検証と検討を心掛け、限られた財源の中で事業を執行します。

(障がい福祉課)

4. 障害者グループホームの運営について（継続要望）

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにとっても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。
- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差（8,000～17,500円）が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町が家賃補助を実施しています。

(回答)

グループホームに対する補助については、現行で御理解願います。

(障がい福祉課)

5. 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています、地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人件費補助などが図られるよう要望します。

(回答)

本市は、児童発達支援事業を委託により実施しており、看護師、PT、OT、ST及び臨床心理士の専門職を配置し、障がい児への適正な支援を実施しています。また、障がい児の中核的な役割を担う、児童発達支援センターの設置に向け準備をしています。

(障がい福祉課)

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末日までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

(回答)

福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援については、県、学校、障害児支援施設及び障害福祉サービス事業所等と連携し対応しています。引き続き関係機関と連携を図ります。なお、障害支援区分認定調査は、2年生でも行っています。

(障がい福祉課)

6. 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増加及び講師の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

(回答)

本市では、令和元年10月に基幹相談支援センターを設置しました。同センター事業において、相談支援員のスキルアップ等を目的とした研修を実施していきます。

(障がい福祉課)

7. 短期入所事業について（継続要望）

- (1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。
- (2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われま。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

(回答)

市単独での空床保障や緊急時のベッドの確保等は難しいと考えているため、機会を捉え、県に要望します。

(障がい福祉課)

8. 就労関連について（継続要望）

障害者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同受注窓口の設置が図られるよう要望します。

(回答)

優先調達推進法に基づき、本市では、毎年、市内各事業所より発注可能な物品や役務を調査し、物品例や役務事例などを庁内掲示板に掲示し発注依頼をかけるなど積極的な推進を図っています。また、市役所売店ほほえみショップ（市社会福祉協議会）において、障がい者支援事業所で作成したお弁当や物品等を販売しています。

さらに、市内の障がい者就労系の事業所が任意で構成した座間市小規模障害者施設等連絡協議会が、共同受注窓口の役割を担い、市からの業務発注を各事業所に分配するなどして事業展開をしています。今後も、市として、本協議会をはじめ市内の就労系の障がい者支援事業所への発注を積極的に実施します。

(障がい福祉課)

9. 障がい者の防災対策について（継続要望）

(1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取り組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

(回答)

本市では、障がい児者の防災対策等について、介護者、障がい福祉サービス事業所の職員及び市職員等で構成された座間市障がい児・者笑顔増進協議会～にここにごま～防災対策部会において検討をしています。

また、庁内関係課でワーキンググループを構築し、様々な協議を行っており、今後も障がい者の防災対策については、障がい者目線に立った準備、対策ができるよう努めます。

(障がい福祉課)

(2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

(回答)

市内の公共施設等にMCA無線を78台、防災行政無線の戸別受信機を150台整備しています。また、一次避難所となる施設28か所にIP無線機を整備することで、それぞれの通信手段を補い、間断なく避難所と災害対策本部が連絡を取り合える体制を構築しています。

(危機管理課)

10. 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

(回答)

成人発達障害に関する相談が増えていることは障がい福祉課でも認識していますが、市単独での発達障害者支援センター創設は困難であると考えています。

(障がい福祉課)

1 1. 第6期障害福祉計画について（継続要望）

(1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

(2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員が知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

(回答)

地域生活支援拠点等の整備に関しては、地域特性と実情に合った整備に向けて検討しています。令和3年度からの座間市障害者計画第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画にも位置付けており、基幹相談支援センターについては、令和元年10月に開設した座間市障がい児・者基幹相談支援センターで相談支援事業の充実に努めています。

日中一時支援、移動支援の設定時間や支給量については、個々の状況に応じて支給決定をしており、報酬単価については、現行で御理解ください。

成年後見制度利用支援事業については、審判申立てに関する費用及び成年後見人等の報酬に関して、審査会にかけ状況に応じて助成しており、今後も継続します。

今後とも、県及び近隣市町村と連携しより良い福祉サービスの提供に努めます。

(障がい福祉課)

広聴担当 市民部広聴人権課

電 話 046-252-8146 (直通)



F No. 4 ・ 1 ・ 2 (丙)

令和4年 1 月 6 日

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川県セルフセンター

会長 鈴木 暢 様

秦野市長 高橋 昌和



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書 (回答)

このことについて、別紙のとおり回答いたします。

〔 事務担当は、福祉部障害福祉課自立支援担当です。〕
〔 電話 0463-82-7616 (直通) 〕

「市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書」への回答

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

本市の2回のコロナワクチン接種への対応については、入所施設や集団接種会場における「優先接種」により希望者への接種を終えています。今後予定される接種について、前回と同様、柔軟な対応が行われるよう担当課等と調整を図っていきます。

PCR検査の体制については、感染拡大時などにおいて、国や県が実施する検査体制の確保に協力していきます。

また、市内の障害福祉事業所において新型コロナウイルスの感染が発生した場合の対応フローを作成し、正確な情報を迅速に把握、伝達、また、必要となる衛生物品等を供給できる体制の整備を行いました。

なお、感染者とは別の職員用宿泊施設の確保や、就労継続支援事業所通所者の工賃保障に対する補助制度の創設などにつきましては、県の動向や財政状況を勘案しその実施に努めるとともに、引き続き、国・県の制度の下、障害福祉サービス事業所が事業継続できるよう状況の変化に対応しながら、できる限り柔軟な取り組みを進めてまいります。

2 人材確保について

資格を取得するために受講した研修費用の一部を補助するなど人材確保に向けた支援に取り組んでおります。

また、学校教育の中で福祉に関する講座などを行っておりますが、子どもたちに障害者に対する理解を育んでいただけるよう更なる充実に努めてまいります。

3 障害者地域生活サポート事業について

県との協調事業として実施している、障害者地域生活サポート事業については、障害者の地域生活を支えるとともに、施設の「住まいの場」としての充実のほか、レスパイトをはじめとする地域社会へのサービス提供機能などの充実を図ることができる事業ととらえています。

今後も各事業所からのご要望や財政状況を踏まえ継続していくとともに、

事業の見直しを含め必要に応じて新たな事業に位置づけを検討するなど、取り組みの充実を図っていきます。

4 障害者グループホームの運営について

障害者が地域で生活するための資源として、グループホームの役割はとても重要であると考えております。

本市では、グループホーム開設等に伴う国、県との協調事業である施設整備費支援の相談や入居者の生活に必要な備品購入などの整備費用の助成について予算化しておりますが、今後も交付金化により市町村の負担増とならないよう、県へ働きかけてまいります。

また、グループホーム家賃の助成金として入居者1名につき月額10,000円を限度として助成をしております。地域で安心して自立に向けた生活が送れるよう、継続して助成をしております。

5 障がい児サービスについて

本市では、ことばの相談室で臨床心理士、言語聴覚士、保育士を、乳幼児機能訓練で理学療法士、作業療法士を雇用しており、障害児の早期療育に努めております。

また、今後も児童相談所や相談支援事業所との連絡調整、障害児相談支援、保育所等訪問支援の推進など障害児に対するサービスの充実を図ってまいります。

6 相談支援事業の充実

本市では相談支援における中心的な役割を果たす機関として基幹相談支援センターを設置しており、市内に15箇所ある相談支援事業所と緊密に連携を図る場として相談支援事業所等連絡会を月1回開催しています。

今後も相談支援専門員に係る人材育成研修を実施するなど相談支援専門員の確保を図り、質の高いケアマネジメント体制の整備を図ってまいります。

また、相談支援専門員が作成した支援計画により、利用者のニーズに沿った支給決定を行うよう努めてまいります。

7 短期入所事業について

短期入所事業については、障害者及びその介護者の生活を支えるための支援として、その重要性を認識しているところです。

本市では、平成23年10月から「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（通称「あんしんネット」）」について、県及び湘南西部圏域の市町で共同実施により、重度障害者等に対する支援を図っており、事業の成果を踏まえ、対象者の拡大及び利用日数の充実など、継続的な実施に向けて取り組んでおります。

また、本市では、障害者虐待防止センター事業を市内で障害福祉施設を運営する社会福祉法人へ委託し、24時間365日、虐待通報を受理する体制を整えるとともに、一時保護のための居室も確保しています。

さらに、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構及び市内入所施設と連携し、受け入れ態勢の整備を進めるとともに、一市町村で緊急時のベッドの確保が困難な場合の受け入れ態勢の整備について、県に対して広域的な調整を図るよう要望してまいります。

8 就労関連について

障害者優先調達推進法では、障害者施設で就労する障害者や在宅で就業する障害者の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などが、物品やサービスを調達する際、障害者施設等から優先的・積極的に購入することに努めることとなっております。

本市においては、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構が運営する地域生活支援センターを共同受注窓口として調達方針を定め、発注拡大に取り組んでおります。

また、「障害者就業・生活支援センター」への移行を県へ要望するなど就労支援や就労に係る相談体制の整備に努めてまいります。

9 障がい者の防災対策について

本市においては、災害時の対策のひとつとして、市内11施設等と協定を締結するとともに、災害時における緊急避難的な受入れ体制を整備しております。

現在、避難所生活に必要な物品や環境の整備を進めており、備品等の確保

に対する補助につきましては、障害者地域生活サポート事業の補助対象としております。

また、災害対策基本法の一部改正により避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられたことから要支援者の把握に努めるとともに、名簿を災害時の安否確認や避難誘導などに活用していただくため、自主防災会や民生委員などの支援者に配布を行うなど、緊急避難時における支援体制の強化を図ってまいりました。

今後も障害者支援委員会や障害者支援懇話会などでご意見をいただき、障害者の防災対策に努めてまいります。

10 発達障がい者への支援の充実について

発達障害児については、療育相談員が窓口となり、早期療育システムにより、関係機関と連携し、障害福祉サービスなどの支援を行っております。

また、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構で発達障害児・者の相談を受けておりますが、今後も更なる充実に努めてまいります。

11 第6期障害福祉計画について

(1) 地域生活支援拠点等の整備

本市では、平成29年に相談支援、就労支援及び地域活動支援の機能を有した地域生活支援拠点施設を設置しました。

今後は、地域生活支援拠点施設を運営する、一般社団法人秦野市障害者地域生活支援推進機構及び市内入所施設と連携し、拠点としての機能の充実、発展を図っていくとともに、緊急時の受け入れ態勢の整備に努めてまいります。

(2) 基幹相談支援センターの設置について

本市では、基幹相談支援センターを設置し、相談支援事業所と緊密に連携を図る場として相談支援事業所等連絡会を開催しております。

今後も更なる充実に努めてまいります。

(3) 市町村地域生活支援事業について

移動支援、日中一時支援事業などの地域生活支援事業は、市町村独自の取組みによるものとされていますが、障害者の地域生活を支える重要な事業でもあり、その単価の設定などについては従前の国単価や近隣市町村の

単価などを参考に定め、支給決定基準により運用しています。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

障害者の自己決定を尊重し、その意思決定に配慮するとともに、障害者が必要とする障害サービスの支援を受けながら自立と社会参加の実現を図れるよう、障害者一人ひとりに適切なサービスの提供や支援体制の確保が必要だと考えております。引き続き、障害者の生活を地域全体で支えるため、圏域を含め身近な地域で対応できるよう、社会資源を最大限に活用した障害サービスの提供に努めてまいります。

また、障害者入所施設は、障害の重度化や介護者の高齢化などにより、今後も、施設入所支援を必要とする人の需要が見込まれる中、重度・重複障害者にとっての「住まいの場」としてだけではなく、施設のもつ専門的なノウハウや人材を生かした地域社会へのサービス提供機能が求められているものと考えます。そのため、地域で生活する障害者やその家族の暮らしを支える地域福祉の拠点として、施設機能の充実を図っていく必要があるものと考えます。

令和3年12月9日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様
神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 鈴木 暢 様

大磯町長 中崎 久雄



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

時下、ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃から当町の福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、令和3年11月15日付けでいただきました要望書につきまして、次のとおり回答いたします。

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

【回答】

障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設等では、新型コロナウイルスの感染防止対策を徹底しながらサービスの提供を継続し、使命感をもって障がい児者の生活を支えていただいていることに対し、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の対応について、障害福祉サービスが安定的に提供されるよう事業所等を支援していく必要があると認識しております。ワクチン接種につきましても、担当課と協力・連携をしていきたいと思っております。救護体制及び宿泊施設等を確保しなければならない場合は、速やかに県の担当課と連携し、対応に努めます。障害福祉サービスを利用する障がい者やその家族等の生活維持及び事業所等の事業継続できるよう、国の方針に基づき、神奈川県と連携して柔軟な対応に努めてまいります。

2 人材確保について

【回答】

福祉に携わる人材の確保や資質の向上は重要な課題であると認識しております。社会福祉事業従事者が安心して働き続けることができる取組が行えるよう、関係機関と連携して努めてまいります。

また、当町社会福祉協議会において、学校教育と連携した福祉体験学習を行っております。福祉に携わる人材の養成も重要であることから、障がい者に対する理解が深められるよう、引き続き関係機関と連携してまいります。

3 障害者地域生活サポート事業について

【回答】

障害者地域生活サポート事業は、神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者地域生活サポート事業分）に基いており、現在、一部の事業の実施となっております。地域における障害福祉サービスの提供体制の差異に対しては、当町の障害福祉サービス全般の実施状況やニーズ等を踏まえて、検討について努めてまいります。

4 障害者グループホームの運営について

【回答】

障害者が地域で暮らすことができるよう、障がい者の住まいの確保が重要なことから、神奈川県各市町村障害者福祉事業推進補助金事業実施要領（障害者グループホーム運営事業分）に基いて、現在、障がい者グループホームの運営費に対する補助として一部の事業を実施しております。地域における障害福祉サービスの提供体制の差異に対しては、当町の障害福祉サービス全般の実施状況やニーズ等を踏まえて、検討について努めてまいります。

5 障がい児サービスについて

【回答】

障がい児の地域支援体制の充実を図るために、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所等と連携してまいります。専門職の人件費補助等、障がい児サービス提供体制の差異については、当町の障害福祉サービス全般の実施状況やニーズ等を踏まえて、検討について努めてまいります。

また、障害児施設における加齢児については、関係機関と連携し、移行することができました。今後加齢児を作らないためにも、児童相談所等関係機関と連携に努めながら、対応をしていきたいと思っております。

6 相談支援事業の充実

【回答】

障害福祉サービスを利用する障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために、相談支援事業者における研修体制を確保できるよう、関係機関と連携して努めてまいります。

7 短期入所事業について

【回答】

在宅の障がい者の緊急時の対応や家族のレスパイトのための短期入所について、町の障害者支援施設等と協議しながら対応していきたいと考えております。また、障害者虐

待による避難的な短期入所については、当該市町村だけで解決することが難しい部分もありますので、神奈川県と連携した体制がとれるよう努めてまいります。

8 就労関連について

【回答】

障がい者の雇用・就労の促進を図るために、公共施設等における物品やサービスの調達において、障害者就労施設等からの積極的な購入について努めております。新型コロナウイルス感染症による影響が長期化しておりますので、更に拡大するよう努めてまいります。

また、障がい者の就労機会や就労場所の創出を図るために、福祉ショップの開設及び運営について支援できるよう努めてまいります。

9 障がい者の防災対策について

【回答】

障がい者が地域で安心、安全に生活できるよう、防災訓練の実施や自主防災組織の拡充、避難行動要支援者の登録制度の更なる周知、障がい者に対する適切な避難支援やその後の安否確認を行える体制整備をはじめとした防災対策の充実を図れるよう、関係機関と連携してまいります。

また、さまざまな機会をとらえ、防災に関する情報の提供を図ってまいります。

10 発達障がい者への支援の充実について

【回答】

発達障がい者への支援にあたり、神奈川県発達障害支援センター（愛称：かながわA）と連携した相談・支援体制の充実を図ってまいりました。当町においても、障がい者や家族からの相談に応じ、個々の状況を踏まえ、適切な支援やサービスにつながるよう、関係機関と調整してまいります。

11 第6期障害福祉計画について

【回答】

第6期障害福祉計画については、国の指針に基づいて、大磯町障がい者福祉計画と一体的に策定しました。地域生活支援拠点につきましては、町要綱を制定し事業所等と連携して体制の構築に努めてまいりたいと思います。

すでに設置している基幹相談支援センターにおいて、相談支援体制の充実・強化を目指し、総合的・専門的な相談支援を実施できるように支援してまいります。

また、多様な福祉サービスにつきましては、利用者が地域で暮らすために必要なニーズの把握に努め、利用者本位や意向を尊重しながら、本人及びその家族を支援できるように努めてまいります。

問い合わせ先

町民福祉部福祉課障がい福祉係 杉山

電話 0463-73-4530

令 和 3 年 12 月 8 日

神奈川県知的障害福祉協会

会 長 出 縄 守 英 様

神奈川県身体障害施設協会

会 長 柴 田 和 生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会 長 鈴 木 暢 様

開成町長 府 川 裕



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

平素より、当町障害福祉行政におきましては格別な御理解・御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年11月1日付により提出されました「市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書」につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

当町では、町民の生命及び健康を保護し、町民生活に及ぼす影響を最小とするため、神奈川県の新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた基本方針に沿って町の基本方針を定め、対策を講じています。

コロナワクチンの追加接種については2回目接種から原則8ヵ月経過した方から接種となっているため、それぞれの施設・事業所の利用者・職員の方が1回目・2回目の接種を受けた時期によって、追加接種の接種時期が異なります。そのため、現段階では優先接種枠は設けられておらず、希望される方で原則8ヵ月経過した方から随時接種が可能となります。町が実施する予定の集団接種に適切な時期にお越しいただくこととなりますので、御理解・御協力いただきますようお願いいたします。

なお、接種券は申請主義ではなく、当町に住民票がある全ての対象者の方に送付しており、追加接種の接種券については2回目の接種完了から約7ヶ月後にご自宅に発送されます。

PCR検査につきましては感染症法に基づく医師の届出により、医師が診断上必要と認める場合にPCR検査を実施し、患者を把握しているところであります。またPCR検査に医

療保険が適用されたことにより、保健福祉事務所を経由することなく、医療機関が民間の検査機関等に直接依頼を行うことが可能となっており、濃厚接触者がハイリスクの者に接する機会のある業務に従事している場合には、無症状であっても、検査対象とすることができることとされています。

利用者がPCR検査で陽性が判明した場合、保健福祉事務所の指示に従ったうえで、令和3年5月31日付け「障害者支援施設等における感染防止対策及び施設内療養を含む感染者発生時の支援策について」にて国が発出していますように「施設内療養時の対応の手引き」（別添）等を活用の上、県との連携、情報提供等により対応していきます。

集団感染が発生した場合は、保健福祉事務所の指示によりご対応いただくこととなります。専門医療スタッフ派遣については、県において医療従事者や感染管理専門家等、介護職員等の応援職員の派遣体制を構築しておりますので、そちらの活用をお願いいたします。衛生用品の支給については、現段階では、神奈川県障害サービス課で随時必要量調査を実施し、配布希望がありました事業所等に当町から配布している状況ですので、引き続き希望する事業所に速やかに配布ができるよう協力していきます。

感染した施設に対しての風評被害が出ないよう町民への啓発ですが、新型コロナウイルス感染症に係る人権侵害、風評被害、差別防止について引き続き町広報誌やホームページにて継続して啓発を行います。

濃厚接触者に対する宿泊施設の確保または宿泊施設に係るかかり増し費用の助成についてですが、町では感染者及び濃厚接触者の詳細情報を把握することはできません（施設・事業所から直接町に情報提供があった場合を除く）。また、濃厚接触者の健康観察方法等を保健福祉事務所の指示によりご対応いただくことになり、情報提供依頼を所管保健福祉事務所に行うことも個人情報保護の観点から困難です。県内でも濃厚接触者専用の宿泊施設は整備されていない状況もふまえますと、当町が主体的に宿泊施設の確保を行うことは難しいと考えております。

各種加算要件等の緩和については、当町でも感染不安から自宅から出られない通所利用者への対応等個別の案件に応じて柔軟に対応し、サービスの支給決定を行っております。国や県からの通知に基づき引き続き柔軟に対応していきます。

2 人材確保について

当町では町広報誌にて、ちいき・ふくし博開催に際し福祉施設や機関の概要、活動紹介を発信する等のご協力をさせていただいております。また、町内の事業所の方や療育巡回支援でご協力いただいている事業所等で働く方にインタビューを行い、11ページにわたって特集を組む等の取り組みも行ってまいります。町民の方に興味・関心をもついただき、福祉人材の確保の一助となるよう、引き続き発信していきます。

また、次世代担う町内の小・中学生の児童・生徒を対象に作文を通して社会連帯を基調とした福祉への理解と関心を深め、福祉活動への主体的参加意識を育成することを目的に町社会福祉協議会主催の福祉作文コンクールに毎年協力しています。また新型コロナウイルスの流行以前は、学校教育の総合の時間のなかで、福祉に関する授業（手話について、

視覚障がいについて等)を実施、町立小学校でPTA主催の地域交流イベントふれあい大会にて、町内障がい者就労施設が出店をする等、子どもたちと交流する機会を増やしてきました。残念ながら、新型コロナウイルスの影響により実施が困難な状況となっている部分もありますが、今後も様々な機会を捉え、福祉教育の充実を図るとともに、町教育委員会事務局と連携を図ります。

3 障害者地域生活サポート事業について

障害者地域生活サポート事業は、各市町村により対象とする事業に差があることは承知しており、比較的实施率が高い事業についても関係者や当事者の要望を聞きながら検討を行っているところですが、事業を実施した場合の費用などについて町財政部局との調整を含めて対応してまいります。

計画相談支援に関するメニューの追加については、当町の実情を踏まえながら対応してまいります。相談支援専門員の確保ですが、神奈川県が開催する神奈川県相談支援従事者プレ研修・初任者研修の参加について、毎年受講希望者を当町からも推薦し、サポートをしております。事業所におかれましても、特定事業所加算、医療・保育・教育機関等連携加算等を積極的に請求することによって安定した事業運営が行えるような体制整備と、研修修了者が計画相談支援業務に従事できるよう適切な人員配置をお願いしたいと考えております。

4 障害者グループホームの運営について

障害者グループホームの担う役割は重要なものと認識していることから、グループホーム運営については神奈川県との連携・協調し、支援してまいります。

また、家賃補助については、当町の財政状況などを考慮し検討を行ってまいります。

5 障がい児サービスについて

医療的ケアが必要な重度障がい児への支援として、自力での通学が困難な児童・生徒の通学に係る保護者負担の軽減を図る「ケア付き通学支援事業」の開始を検討し、御家族に聞き取りを行いました。利用したいとの要望がなかったため開始を見送ることとしました。今後も御家族の要望を聞きながら、ニーズにあった支援を行えるよう対応してまいります。また、当町では小田原養護学校主催の「小田原養護学校B部門在籍児童・生徒に関する情報交換会」に出席し、医療的ケアの対応についての現状や課題について情報共有を行っています。

加えて、児童発達支援事業等の利用希望の障がい児への対応としては、まず早期発見・早期療育の推進に向けて、保育所や幼稚園等に巡回専門員を派遣し、保護者や園職員等へ直接助言・指導等を行う「巡回支援専門員体制支援事業」を平成27年10月から開始しています。また、母子保健担当部局では、発達相談を精力的に行っており、月2回保育士、心理士、PT、OT、STが対応しています。

障がい児施設における高等部卒業生及び加齢児の対応について、対象者を当町では把握

していないため、児童相談所からの情報提供後、速やかに関係機関との連携・協議を行っていきます。また、障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにという点については、児童相談所の意見を聞きながら、必要に応じて対応してまいります。障害支援区分審査会にて高等学校3年生になってからまた再度区分を更新するようとの指示がある場合があります。こちらとしても早い段階で移行に向けて調整することが必要であるとの認識ですが、新規取得且つ18歳未満の場合、1年間の有効期間で障害支援区分が出された事案もありますので、その状況をふまえて慎重に進めていきます。

6 相談支援事業の充実について

相談支援従事者初任研修など、研修体制の充実については重要な要素であると認識しており、主催者の県への上申についても今後検討していきたいと考えています。

7 短期入所事業について

通所施設における短期入所事業運営のための空床補償を行うことは、不要にベッド数を増した施設の増加を助長しかねません。人員配置についても、法令等で定められた人員数は当該事業を実施するために必要最低限度の人数が規定されています。また、高齢者分野において、近年自らの自治体住民が優先的に施設入所できる枠を確保する「ベッド買い」が自治体によって行われていることについて、介護保険制度の趣旨に反するのではないかと問題になっており、ご要望の空床保障等の導入は、慎重に検討する必要があると認識しております。

なお、短期入所サービスの施設基準や運営基準は国や県が定めているものであり、そのサービス費について国、県及び市町村で負担するものであることはご承知のことと存じます。ついては、施設基準や運営基準については遵守していただきますようお願いいたします。

障がい者虐待による緊急時のベッドの確保については、県への上申についても今後検討していきたいと考えています。

8 就労関連について

当町においても、平成27年度に障害者優先調達法に基づく調達方針を策定し、平成28年度から同方針に則った調達を行っており、毎年見直しを実施しています。今年度については、町内障がい者就労施設等への封入委託を行っています。また、当町庁舎内での町内障がい者就労施設による物品販売については、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえて、当該事業所と調整を行っているところです。

障がい者の直接雇用については、当町では庁舎内清掃員を3名雇用しており、うち1名は令和3年10月からの雇用となっています。

そのほか、ハローワーク等の関連機関と連携をとり、一般就労（雇用就労）を希望する障がい者の就職促進に努め、雇用の促進と法定雇用率の改善を目指します。

9 障がい者の防災対策について

いわゆる災害弱者として想定される方々は、障がい者だけではなく、高齢者や児童等、様々であると考えています。災害弱者として想定される方々のニーズ把握と大規模災害発生時の対応、避難所でのQOLの確保などの取り組みを引き続き強化していきます。

災害時の情報提供体制としては、防災行政無線の戸別受信機を各家庭に設置する事業を平成23年度まで実施し、平成25、26年度で各家庭に防災ラジオを設置する事業を実施しました。その他防災行政無線のデジタル化に伴い、防災行政無線テレホンサービス、開成町安心メールなど多様な情報伝達手段の充実を図りました。

また、大規模災害発生時の対応としては、災害時要援護者登録制度を自治会、民生委員、社会福祉協議会、行政の4者で共同運営しており、体制を拡充しています。

10 発達障がい者への支援の充実について

発達障がい者への支援については、さまざまな潜在的課題があると認識しています。

発達障害者支援センターについては、発達障害者支援法において、市町村や事業所、医療機関等地域のマネジメントを目的として、各都道府県が設置することとなっています。また、同法については、平成28年6月に改正され、既存の発達障害者支援センターの地域支援機能の強化、また、都道府県ごとに複数のセンターを設置できることとされました。当町においては、同センターと連携を密にした支援体制の構築を検討していきます。

11 第6期障害福祉計画について

地域生活支援拠点の整備については、当町は令和4年度から面的整備型でスタートします。計画策定は昨年度させていただいております。

基幹相談支援センターの設置については、広域での設置について検討を行っていきます。

市町村地域生活支援事業については、利用者のニーズに基づき、適切な支給決定を行っております。事業所や利用者から支給量についての相談があった場合も、必要に応じて支給量の増減を検討しておりますので、ご要望にお応えできているものと考えています。しかしながら、市町村地域生活支援事業は、市町村状況や特色を生かした独自の事業も多いため、事業メニューの周知等を強化し、適切な支給決定が行われるよう今後も取り組んでいきます。

多様な福祉サービスのあり方についてですが、いわゆる65歳問題について、介護保険優先ではないことは理解しています。当町では、当事者が65歳になるタイミングで、利用する事業所、計画相談支援事業所、御家族等に対して、現在の状況の聞き取り調査や面談を行うこととしています。そのうえで、介護保険の申請を行って、介護認定の判定がでた場合、介護保険への移行を含めた提案をすることもありますが、その際も当事者の方々と話し合いの場を設けさせていただいています。また、近年の当町への相談内容として、介護保険適用除外施設から介護保険に移行させたい利用者についての相談が増加していることも事実です。要望書5(2)の加齢児等の移行支援についてのご要望もあったように、進路先、実習先との具体的な調整等を進めるにあたって、介護保険への移行を促進することは重要であると認識しています。新高額障害福祉サービス等給付費等、介護保険に移行した

場合の当事者への財政面の支援も充実してきていることから、今後も当事者の方々と調整をしながら対応してまいります。

以上

鎌 障 第 5470 号
令和 3 年 (2021 年) 12 月 27 日

神奈川県知的障害福祉協会

会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会

会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター

会長 鈴木 暢 様

鎌倉市長 松尾 崇



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答について

日頃から本市障害福祉行政に対し、御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。
令和 3 年 11 月 8 日付で御提出のありました要望書につきまして、次のとおり回答いたします。

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

- (1) 本市では、集団接種会場に行くことが困難な施設・事業所の利用者の接種について、鎌倉市医師会と連携して施設に医師等を派遣して接種を行うなどの対応を行ってまいりました。医療資源には限りがあるため、すべての事業所についてそのような対応をとることは難しいですが、3 回目の接種についても、鎌倉市医師会の協力を得ながら、柔軟に対応できるよう努めます。また、施設等で接種ができない場合は、市が開設している集団接種会場における接種となりますが、予めご連絡いただければ、その方の特性を考慮した対応をとることが可能です。なお、3 回目の接種につきましては、優先接種という概念はなく、2 回目の接種から 8 か月後の接種となります。
- (2) 福祉施設において、利用者・職員が陽性者となった場合、保健所が疫学的な調査を行い、濃厚接触者を特定します。神奈川県では、必要と判断した場合、濃厚接触者以外の施設の全職員、全利用者も含めて、検査を行っています。また、神奈川県では、同一の医療・保健福祉施設等から、感染者（感染が疑われる人を含む）が 5 人以上発生した場合、必要に応じて、感染拡大防止指導や必要な資機材の手配などの支援を行う神奈川コロナクラスター対策チーム C-1 CAT を創設しています。C-1 CAT は、クラスター発生後、所管保健所からの派遣依頼を受け、実状調査、感染拡大防止対策指導、必要な資機材の手配支援、転院等の搬送支援等を行います。

さらに、施設本来の福祉サービスの維持が難しくなった場合においては、福祉施設における応援職員派遣事業により、福祉施設からの依頼に基づき、他の施設から応援職員の派遣等を行っています。

なお、国は第6波に備えて、感染拡大時においては都道府県知事が新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、感染に不安を感じる無症状者に検査を受けることを要請した場合、検査を無料化する方針と聞いています。この事業については県の所管となっているため、事業の実施が確定次第、市としてもその周知を図ってまいります。

- (3) 神奈川県では、障害者専用の病床は確保されていませんが、陽性となった方の状況を考慮したうえで、神奈川モデルに基づいて受入れや搬送等の調整をしています。また、軽症または無症状であって、障害特性上、入院が難しく、福祉的ケアが必要な障害者の受け入れ先として、専用のケア付き宿泊療養施設を県内に1か所設置しています。
- (4) 集団感染が発生した際には、まず保健福祉事務所が調査に入り、感染拡大を防ぐための対策をとります。なお、前述のとおり、感染者（感染が疑われる人を含む）が5人以上発生した場合は、必要に応じてC-CATが派遣されます。衛生・医療に係る備品等については、優先的支給に努めてまいります。
- (5) 風評被害防止につきましては、令和2年(2020年)9月4日付で「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を市ホームページに掲載しており、感染者の出入施設等に対する風評被害がでないよう呼びかけているところです。今後とも、風評被害がでないよう啓発に努めてまいります。
- (6) 国は宿泊施設の確保に関して、新型コロナウイルス感染者に対する病床の確保の観点から軽症者を対象とする対応方針を定めており、保健福祉事務所から濃厚接触者であると認められた方には、PCR検査を受けるまでの間、そして受けた以降結果が出るまでの間は保健福祉事務所が自宅待機をお願いしています。なお、検査の結果が出た後については、陽性となった場合、軽症であれば、自宅療養又は宿泊療養となります。また、陰性であっても、14日間の自宅待機を要請されます。自宅待機の場合、十分な感染対策をとるよう保健所の指示がありますので、その指示に従い、自宅にて過ごされるようお願いしています。感染拡大防止のため、職員がホテル等を利用した場合の宿泊費は、県の補助の対象となっております。
- (7) 障害福祉サービスにおける代替的支援については、国、県の動向にも注視しながら、利用者の状況に合わせて引き続き柔軟に認めてまいります。

2 人材確保について

- (1) 障害福祉サービス等を提供している法人には、令和元年度(2019年)に職員の不足等、事業の運営状況の調査を行いました。今後、その調査結果を踏まえ、外部研修会等との連携や鎌倉市障害者支援協議会における取組等を通じて福祉の人材確保に取り組んでまいります。
- (2) 鎌倉市立小・中学校では、共生社会の実現を目指し、子どもたちが互いの多様性を理解し、尊重できるよう、児童生徒へのインクルーシブ教育を推進しています。その一つとして、「道徳科」や「総合的な学習の時間」の授業等において、児童生徒の発達の段階に応じて障害者への理解を深める指導を行っています。内容としては、講演だけでなく、アイマスクや車椅子等の体験、福祉施設での職場体験等、体験を通じた学習も行っています。

今後も講師の紹介や備品の貸し出し、体験学習への協力等、関係機関・関係施設と学校・市教育委員会との連携に努めてまいります。

3 障害者地域生活サポート事業について

- (1) 障害者地域生活サポート事業につきましては、県が設定している 17 のメニューのうち本市では「重度重複障害者個別支援事業」、「単独型短期入所促進事業」、「医療的ケア支援事業」を実施しております。その他の事業については団体からの要望等を踏まえ、財政状況等を十分に考慮しながら検討してまいります。
- (2) 障害者地域生活サポート事業における適用条件等については県が定めているため、県の動向の確認と情報取得に努めます。
- (3) 本市では、セルフプランを利用している方はサービス利用者の 1 割未満となっております。また、基幹相談支援センターを設置し、相談支援専門員が疲弊しないよう指定特定相談支援事業所を後方支援する体制をとっております。今後も各相談支援事業所の運営状況を注視しながら、県が実施している相談支援従事者初任者研修受講を他分野の関係者にも勧めるなど相談支援専門員の確保に努めてまいります。

4 障害者グループホームの運営について

- (1) 本市では障害者グループホーム等運営費補助事業における設置費及び運営費に対する補助を実施しており、事業の維持継続に努めてまいります。なお、障害者グループホーム等運営費補助事業における設置費については、初度調弁に加え、バリアフリー化にかかる新築・改修のための補助金を令和元年度（2019 年度）から導入し、令和 4 年度（2022 年度）も引き続き予算化してまいります。
- (2) 本市ではグループホーム利用者への市単独での家賃補助（月額 8,000 円限度）を行っており、今後も制度の維持継続に努めてまいります。

5 障がい児サービスについて

- (1) 本市では児童発達支援や放課後等デイサービス事業所は、毎年新規事業所が開設しており、事業所数としては充足している状況ととらえています。

専門職による支援については、療育相談部門である市の発達支援室において PT・OT・ST・心理士が相談や指導を行っています。また、児童発達支援センターにおいても、同様に専門職を配置し、専門的な支援を行っています。

市内の通所事業所においては、各事業所の支援内容に応じて専門職を配置し専門的な支援を行うなど各事業所がそれぞれの特徴を生かした支援を行っています。

なお、医療的ケアのあるお子さんの受け入れが可能な事業所は、放課後等デイサービス事業所では限られており、今後も受け入れ体制の整備に努めてまいります。
- (2) 障害児入所施設における 18 歳以上の入所者（過齢児）については、より適切な支援を行っていくため、障害者施策で対応することとしながら、現に入所している方の移行先が見つからないまま施設を退所させられることがないよう、経過的に入所を継続できるよう移行期限が延長されてきたところです。この間、国では「障害児の新たな移行調整の枠組みに向けた実務者会議」を設置、検討を重ね、令和 3 年 8 月に、同会議より令和 5 年度末まで継続することが適当との報告がなされ、必要な法改正を行っていくことが国から示されたところです。今後も児童相談所等と連携しながら、必要となる障害支援区分認定調査を早期に実施するなど、継続して関わりながら移行支援に努めてまいります。

6 相談支援事業の充実について

相談支援従事者初任者研修・相談支援専門員現任研修は、神奈川県が開催する研修であり、本市の相談支援事業所に周知を行い、本市からも多くの受講希望があります。これらの研修は、障害福祉サービスの充実につながることから、今後も神奈川県に対して受講希望者がより多く受講できるよう機会をとらえ伝えてまいります。

7 短期入所事業について

- (1) 本市では、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町で構成する湘南東部圏域の枠組みの中で、障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業として、短期入所事業所の確保に取り組んでいます。
- (2) 本市では、障害者虐待における緊急時対応として、短期入所事業所と契約し、緊急一時保護の受け入れ先の確保に努めています。県が広域にわたり調整する件については、近隣市の状況を踏まえながら引き続き検討してまいります。

8 就労関連について

本市では毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する方針を定め、庁内に向けて制度の説明や福祉施設の一覧を掲載するなど利用の促進を図り、会議録音の反訳業務、市役所の草刈り、植木剪定業務等を障害者施設へ発注しています。また、市役所本庁舎において、障害者支援施設等が製品を販売する「鎌倉ふれあいショップ」を定期的で開催しています。

本市の障害者雇用については、職務体験を積む場としてワークステーションかまくらを平成30年度(2018年度)に設置し、令和3年(2021年)11月現在8名の障害者が作業療法士や社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する支援員の下で業務に携わっています。今後も障害者雇用の促進に努めてまいります。

9 障がい者の防災対策について

- (1) 災害の発生により避難所を開設する場合、障害者の避難生活への配慮は重要であると考えています。本市では障害者を含む配慮が必要な方(要配慮者)の避難施設として福祉避難所を指定していますが、災害発生後の一次避難所となる市立小中学校においても要配慮者への対応が図れるよう対策を進めています。避難所を開設した場合、避難所運営委員会が設置され、委員会での協議により避難所の運営方針が決定されます。この委員会の中で、要配慮者への対応を決定していきますが、その際に福祉施設等の要配慮者関係者にも協力を求めるなどして、要配慮者の避難生活に留意するとともに、訓練等を通じて啓発に努めてまいります。また、高齢者施設や障害者施設と協定を締結しており、災害発生時の要配慮者の受け入れ等に関する協力体制を継続して構築してまいります。
- (2) 災害時に関係団体や各施設と協力・連携を図るため、情報通信手段の整備及び維持管理は重要と考えています。そのため、本市では防災行政通信網・MCA無線・衛星携帯電話等の複数の手段による、平時及び災害時の情報通信を行っています。今後も関係団体や各施設と調整を進めながら、災害時の拠点となる施設との情報通信手段の更なる整備に努めてまいります。

10 発達障がい者への支援の充実について

発達障害者支援センター事業については、国の指針において都道府県及び政令指定都市が行

う事業とされていることから、成人の発達障害に特化した市単独のセンター創設は困難であると考えますが、本市では、障害者等の就労支援のための鎌倉市障害者二千人雇用センターを市単独予算で設置し、職場定着も含めた就労に関わる相談支援体制の充実を図っています。また、県の事業である圏域発達障害者地域支援マネージャー制度を活用するなど関係機関との連携を図りながら基幹相談支援センターを中核とする相談支援体制の中で対応してまいります。

1.1 第6期障害福祉計画について

- (1) 地域生活支援拠点等の整備については、鎌倉市障害者支援協議会での協議の他、市内相談支援事業所へ調査等を実施し、整備に向けた課題整理を行ってきました。本市では、国の指針に基づき、面的整備型を基本として整備してまいります。今後も地域の需要や、既存の資源等を考慮しながら、引き続き検討を進めてまいります。
- (2) 本市では既に基幹相談支援センターを設置しており、令和2年度（2020年度）からは虐待対応における市への協力及び第5期鎌倉市障害福祉サービス計画上で成果目標として掲げている地域生活支援拠点等の整備や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた市の取組への協力等を新たな委託業務に加えました。今後も機能の充実等を検討してまいります。
- (3) 移動支援と日中一時支援は、令和元年度（2019年度）から報酬単価の引き上げを実施しており、利用実績についても増加傾向にあります。日中一時支援については、令和4年度（2022年度）に単価の見直しを検討しています。なお、支給決定については、個々の状況を勘案しながら適正量での決定を行っていきます。また、成年後見制度利用支援事業については、精神鑑定費用は上限額5,000円、後見人等への報酬費用は上限月額28,000円（施設等への入所・入院の場合は上限月額20,000円）を助成額としており、今後も制度の維持継続に努めてまいります。
- (4) 多様な福祉サービスのあり方については、県が助成制度等を見直す機会などをとらえて、他市町村と連携しながら要望などしてまいります。

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様
神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様
特定非営利法人神奈川セルフセンター
会長 鈴木 暢 様

山北町長 湯川 裕司



要望書に対する回答について

令和3年11月1日付けで要望のありました標記のことについて、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

回 答 内 容

- (1) (2) (3) (4) (6) について
他市町村との連携を図り、県への要望を図ってまいります。
- (5) について
保険健康部局とも連携し啓発をしてまいります。
- (7) について
陽性者が出た場合にはご相談いただければ柔軟的対応について検討いたします。

2. 人材確保について

回 答 内 容

- (1) 人材確保の取組について
人材確保については、市町村としてどのような関わりができるかも含め、自立支援協議会等を活用し、協議を行っていきます。
- (2) 教育委員会との連携について
山北町では、人権教育を町の教育の柱として掲げており、車いすやアイマスクを使った模擬体験授業として行っています。また、毎年定まった学年において「福祉」をテーマとした学習を行うことが慣例となっています。
今後も教育委員会と連携し、障がいのある方との交流や理解促進への取り組みを進めてまいります。

3. 障害者地域生活サポート事業について

回 答 内 容

(1) 実施率の向上について

当町の障がいのある方に対する支援として適切な事業を精査したうえで、実施について検討してまいります。

(2) 事業の柔軟な対応について

対象となる方が支給決定されたときに検討してまいります。

(3) 計画相談員確保に対する事業の追加について

「障害者地域生活サポート事業」の追加については、県に要望をあげていきます。

4. 障害者グループホームの運営について

回 答 内 容

(1) 障害者グループホーム等運営費補助事業について

県の動向を踏まえつつ、事業の継続を推進してまいります。

(2) グループホーム家賃補助について

山北町では、退院・退所した日から起算し3年間、月額3万円又は1か月当たりの家賃の半額のいずれか少ない方の額を助成しています。家賃実態を考慮したうえで、補助額としては目的を満たせるものと考えておりますので、継続して事業を推進してまいります。

5. 障がい児サービスについて

回 答 内 容

(1) 児童サービス提供体制の確保について

児童サービスのニーズ増加と事業所や人員確保の必要性は認識しているところですが、人件費の補助等については、児童サービスが自治体独自のサービスではなく国の定める基準のサービスであるため、他地域との公平性を鑑みたくうえで実施について近隣市町と慎重に検討をしていく必要があると考えます。

(2) 障害児施設における加齢児の対応について

児童相談所等とも連携を図りながら、適切に成人サービスへ移行できるよう支援体制を整備してまいります。障害支援区分認定調査は、ケースカンファレンスなど検討を経たうえで必要であれば高校2年生時に受けることも可能と考えております。

6. 相談支援事業の充実について

回 答 内 容

相談支援従事者初任研修等の回数について

相談支援従事者初任研修等については、県が実施している研修ですので県に要望をあげてまいります。

7. 短期入所事業について

回 答 内 容

(1) 短期入所事業の基盤整備について

基盤整備については、広域での検討を継続してまいります。

(2) 緊急時のベッドの確保について

他市町村と連携を図り、県への要望を図ってまいります。

8. 就労関連について

回 答 内 容

平成25年4月1日から施行された障害者優先調達法について、山北町では平成26年度より方針を定め、取り組んでおります。今後も障害者就労施設等への需要の増進を図れるよう取り組んでいきます。実際に、町で開催している「成人式」「敬老のつどい」のお祝い品などは、優先調達法を活用し、就労継続支援B型に発注をしています。

また、市町村における雇用促進については、令和3年度障害者雇用をしております。

9. 障がい者の防災対策について

回 答 内 容

(1) 運営委員会への障がい福祉関係者の参加について

山北町地域防災計画において、介護保険施設、障害福祉施設等の福祉避難所の管理者を構成員とする避難所運営委員会について規定されており、災害時の障害者の支援についてはこれを基に推進してまいります。

また、災害時の避難行動において支援を必要とされる方を対象とした避難行動要支援者名簿を作成し、対象者、家族、地域住民に対して啓発活動を行ってまいります。

(2) 通信手段の確保について

災害が発生した場合に町民が避難する町指定の避難所は町内に7か所あり、それらの施設には、町災害対策本部との連絡を行う防災行政無線や、外部との連絡を優先的に行うことができる災害用特設公衆電話などの設備が確保されております。さらに、これらの機器につきましては、定期的に保守点検等も実施し、有事の際に利用できるよう日頃から管理しておりますので、引き続き適切な管理を図ってまいります。

10. 発達障がい者への支援の充実について

回 答 内 容

発達障害者支援センター事業について、町単独での設置は困難なため広域での設置を検討してまいります。

11. 第6期障害福祉計画について

回 答 内 容

(1) 地域生活支援拠点等の整備について

地域自立支援協議会の専門部会において、設置に向けた具体的な検討を行っています。
足柄上地域においては面的整備型を基本として整備を行っていく方針です。
令和3年度は試行運用をしております。
令和4年度から順次施行してまいります。

(2) 基幹相談支援センターの設置について

令和4年3月から開始する予定で取り組んでおります。

(3) 地域生活支援事業について

地域生活支援事業について、報酬単価や設定時間、支給量など、本人の必要に応じた提供体制を整えるよう努めてまいります。
また、条件等において地域格差が生じぬよう、圏域で検討し調整をしていきます。

(4) 多様な福祉サービスのあり方について

山北町では利用者のニーズに即したサービスを計画相談員と共に検討しております。
今後も引き続き、利用者ご本人及び計画相談員と共に、必要とされるサービスを検討していきます。

真福第 332 号
令和 3 年 12 月 27 日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様
神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 鈴木 暢 様

真鶴町長 松本 一彦



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃より当町の障害福祉行政にご理解、ご協力をいただきましてありがとうございます。

さて、令和 3 年 11 月 1 日付けでいただきました要望書について別紙のとおり回答いたします。

今後も、「障害者総合支援法」を遵守し、地域の関係機関と連携し障害のある方の地域生活に目を向けてサービスが提供できるよう取り組んでまいりますので、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

事務担当は、福祉課町民支援係 早野
電話：0465-68-1131（内線 235）
メール：fuk_chominshien@town.manazuru.kanagawa.jp

市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答書

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

コロナワクチンの優先接種については、前回の接種から一定期間空けることを要するため、福祉施設従業員及び利用者へは、スケジュールの調整という面において一般の方よりも優先させることを検討しています。

PCR 検査については、医師が検査を必要とした場合のみ、町内の医療機関で実施していません。抗原検査等も同様に医師が検査を必要と判断した場合に実施しています。

福祉施設での集団感染の発生や濃厚接触者となった福祉施設職員への支援も含め、今後町としてどのような支援ができるかを判断し、支援者及び障がい者が孤立することのないような支援を検討して参ります。

また、住民に対しては福祉施設等への風評被害を起さぬよう、これからも新型コロナウイルス感染症についての情報を正しく迅速に広報やホームページで提供して参ります。

2. 人材確保について

当町では、社会福祉協議会において、中学生福祉体験学習事業を福祉施設の利用者と交流活動を通して高齢者や障がい者に対する理解や福祉施設への関心を深めるとともに、この学習を通して自らボランティアに参加すること、生きるということを自分のこととして考える機会とすること、お互いの生き方に共感する心を深めるとともに人生の先輩に学ぶ態度を養うことを目的に実施しています。

また、学校の人権教育の中で障がいのある方の話を聴く講演会の開催や認知症サポーター養成講座等の福祉の意識を深める授業も実施しています。今後も教育委員会及び社会福祉協議会と連携して参ります。

3. 障害者地域生活サポート事業について

福祉サービスを利用する方からの相談の内容、当該事業を実施している施設の方の意見、そして福祉サービスの実施主体である当町福祉行政の考え方など総合的に判断させていただき、また、県における補助金の見直し後の制度内容に注視しながらサービス利用において近隣市町との格差が生じないように検討をして参ります。

併せて、当該事業以外の時代に即した必要な事業については、障がいのある方や関係機関の意見等を参考にし、県と連携を図り必要とされる事業を検討して参ります。

また、町で実施している事業等については、引き続き広報やホームページにより公開をして参ります。

4. 障害者グループホームの運営について

運営補助事業について、神奈川県単独市町村補助金であり県においては、平成 26 年度より交付金となりましたが、令和元年度には市町村障害者福祉事業推進補助金に移行しました。障がいのある方が地域で安定した生活を送るためにはグループホームは欠かせない存在であると認識しておりますので、令和 4 年度についても引き続き支援をして参ります。

また、家賃補助の町単独事業の実施については、近隣の市町と意見交換し検討して参ります。

5. 障がい児サービスについて

当町には、サービス提供事業所がないため、利用者は近隣市町の事業所を利用しております。児童福祉法の改正に伴い平成 24 年 4 月より通所型サービスについては、市町村が実施機関となり実施しているところですが、今後も児童相談所、相談支援事業所及び福祉サービス提供事業所との連携をとりながらサービスの低下が生じないように実施するとともに、専門職等に対する人件費補助については、当町単独では対応が難しいため近隣市町と連携を図り検討して参ります。

高等学校 2 年生時からの障害支援区分認定調査については、児童相談所等関係機関と連絡を密に取り合いながらその人に合った支援方法の検討をしていきます。

6. 相談支援事業の充実

計画相談支援については、各事業所のご支援とご協力に多大なる感謝を申し上げるところです。しかしながら、圏域の各事業所の相談支援専門員の方においては多数のケースを担当していただいているため、新規のサービス利用計画支援が困難な状況が続いていることも現実であります。適正なサービス利用計画作成のために近隣市町、自立支援協議会等と協議しながら研修回数の増等が可能となる予算、研修実施体制の確保について県に要望して参ります。

7. 短期入所事業について

当該事業については、障がいのある方が在宅生活をする上での重要な家族支援であることは認識しているところでありますので、近隣市町と連携を図りながら検討して参ります。

障害者虐待防止法の施行に伴う緊急時のベッドの確保については、県西地区 2 市 8 町の市町と圏域 6 法人 7 施設が「被虐待障害者の緊急一時保護に関する協定書」を平成 24 年 10 月 1 日に締結しておりますが、県が広域にわたり調整ができるように要望することを検討して参ります。

8. 就労関連について

障がいのある方の経済的自立支援のために、平成 25 年 4 月より施行された「障害者優先調達推進法」の周知や促進と合わせて、町で実施する事業・イベントにおいては、福祉施設からの物品の購入をするとともに、町立施設内において地域活動支援センターの物品販売の場所の提供を継続して参ります。また、雇用に関しても検討して参ります。

9. 障がい者の防災対策について

当町では、生活避難施設における運営委員会は設置しておりませんが、障がいの方が地域の避難所で安心して生活することは重要な課題であると考えております。

真鶴町地域防災計画の見直しに合わせて災害弱者の方に配慮した避難所運営及び通信通

報手段の確保等について検討するとともに「真鶴町災害時等要援護者登録制度」、「真鶴町救急医療情報キット制度」に対する登録の推進及び防災関連部署との協議と連携により災害対策に取り組んで参ります。

また、避難行動要支援者名簿の作成に向け取り組んでおります。

10. 発達障がい者への支援の充実について

当町単独における発達障害者支援センターの創設は困難なため、障害保健福祉圏域等での創設について県に対する要望を検討して参ります。

11. 第6期障害福祉計画について

計画の策定については、当町に障がい者施設や療育資源がないため、広域で設置している自立支援協議会において、関係法令を遵守した計画素案を協議していただき、令和3年3月に策定しました。

なお、地域生活支援拠点等の整備は当町単独では困難なため、保健福祉事務所、圏域市町及び自立支援協議会等において協議を行い「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」、「障害福祉サービス等地域拠点事業所配置事業（県西あんしんネット）」、既存の障害福祉サービス事業所等との連携のもと整備に努めて参ります。

基幹相談支援センターについては、自立支援協議会相談支援部会において協議を行い、令和2年12月に設置しました。

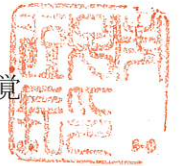
市町村地域生活支援事業の支給決定については、障がいのある方が地域で安心して生活できるように、近隣市町との支給量及び報酬格差が生じないように今後も調整して参ります。

福祉サービスのあり方についても、地域で安心して暮らしていけるよう、その人にあった支援方法を検討していきます。

3 逗障福発第 662 号
2021 年（令和 3 年）12 月 15 日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様
神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様
特定非営利活動法人神奈川セルプセンター
会長 鈴木 暢 様

逗子市長 桐ヶ谷 寛



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について（回答）

ご要望いただきました件につきまして、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

- (1) 本市では、集団接種会場や個別接種での対応が困難な重度の障がいのある人が通所する、生活介護事業所の 2 施設にて、その施設の利用者、職員への早期ワクチン接種を実施しました。今後も国の指針等を踏まえ、ワクチン接種の柔軟的対応について配慮してまいります。
- (2) 神奈川県の高齢者施設等における従事者への PCR 検査事業のほか、感染者が多数発生している、またはクラスターが発生していると考えられる地域において、福祉施設の職員や入所者等について、施設内における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、幅広く行政検査を実施することが可能となっていることから、今後も救護応援体制の確保と合わせ、神奈川県各所管及び鎌倉保健福祉事務所等と状況に応じて連携を図ってまいります。
- (3) ～ (7) 新型コロナウイルス感染症等の健康危機などの状況を鑑み、感染拡大防止策の周知啓発や感染症に関する情報提供、衛生用品の優先的支給等を行い、平時からの事前準備に努めるとともに、感染症発生時においても迅速に状況を把握、取りまとめを行い、県をはじめとした関係機関と情報共有を図りながらサービス事業所がサービスを継続・再開することができるよう支援を行います。また、障害福祉サービス等報酬、人員、施設・整備及び運営基準等については、国の通知等に基づき、引き続き柔軟な取扱いを可能としてまいります。

その他のご要望につきましては、他市の状況等を含め今後の取組の参考とさせていただきます。感染症への対策に努めてまいります。

2. 人材確保について

(1) 福祉人材の確保については本市にとっても大きな課題と認識しており、現状では社会資源や人材の不足から、障害福祉サービスの対象者であっても近隣の事業所との利用契約に至らず、必ずしも希望どおりのサービス・事業所や時間帯にサービスが利用できるといった状況も確認できています。そのため、今後とも基幹相談支援センターを中心に、県の研修への参加の働きかけや、他業種も交えた研修会を行うことで、福祉人材の確保及び人材育成に努めてまいります。

(2) 本市の福祉教育については、平成14年度に逗子市社会福祉協議会内に立ち上がった「福祉教育にかかわるプロジェクトチーム」との連携の中で、多くの実績を積み重ねてきております。また、子どもたちは総合的な学習の時間を中心とした福祉教育の中で、疑似体験や障がいがある方々との交流を通して、理解や考えを深めてきております。引き続きこれらの学習活動を継続し、子どもたちがさらに、自分たちの生活の中で福祉を捉えることができるよう取り組んでまいります。

3. 障害者地域生活サポート事業について

(1) 本市におきまして、地域の実情や利用者のニーズ等を勘案し、障害者地域生活サポート事業のうち、単独型短期入所促進事業、短期入所利用促進事業、通所体験事業、重度障害者個別支援事業を実施しております。ご要望の内容につきましても、今後他市の動向等注視しながら、検討してまいります。

また、未実施の事業につきましては、引き続き、対象者のニーズ把握や事業所等の実態把握に努め、障がいのある人も地域で安心して生活できるよう、必要な事業を検討してまいります。

(2) (3)ご要望の内容につきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます。本市といたしましても、相談員の確保及びきめ細やかなケアマネジメントは重要と考えておりますので、様々な視点からより良い支援へ向けて検討してまいります。

4. 障害者グループホームの運営について

(1) 障がいのある人の地域生活への移行の推進及び社会的自立のためには、グループホームの安定した運営が重要であると考えており、障害者グループホーム運営事業の実施を継続してまいります。また、本市では、平成27年度から8年間の、逗子市総合計画前期実施計画において、民間障がい者福祉施設整備等促進事業をリーディング事業として位置付けております。障がいのある人が地域において、人格と個性を尊重しながら安心して自立した生活を送ることができる場を確保するため、平成27年度から社会福祉法人等が、本市に設置するグループホームの整備に要する経費の一部を補助する制度を創設し

ました。今後も民間障がい者福祉施設の整備等を促進し、併せて利用者の支援を行ってまいります。

(2) グループホームの家賃補助については、障がいのある人の生活の自立にかかる経済的支援の一環として、グループホーム入居者に対し、家賃の2分の1相当額（上限額月あたり1万5千円）の補助を実施しております。法定の特定障害者特別給付費の対象外となる、市町村民税課税世帯の方につきましては、家賃の2分の1相当額（上限月額2万円）の補助を実施しております。

5. 障がい児サービスについて

(1) 本市では、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族などが地域で安心した暮らしを送れるようにするため、児童福祉法に規定する児童（0歳～18歳未満）の療育に関する相談及び必要な専門的支援等を行う、「こども発達支援センター」を設置しております。当施設は、相談部門と療育部門に分かれており、相談部門には相談員に加えて、ST、PT、OTなどの専門員を配置し、個別支援、家族サポートや支援者支援等を行い、家族の幅広いニーズを受け止められるような体制を整備しております。また、療育部門につきましては、委託事業者による児童発達支援及び放課後等デイサービスを中心とした専門的支援を実施し、看護師を配置することにより、医療的ケア児や重症心身障害児についても身近な地域で必要な支援が受けられることを可能にしております。今後も関係機関との連携を充実させながら、市内及び近隣市町での事業者の動向にも注視し、障がいのある子ども及びその家族のニーズに適切に対応できる体制の充実を図ってまいります。

(2) 加齢児の成人サービスへの移行の対応につきましては県と連携を図り、障害児入所施設や障害福祉サービス事業所等と協力をしながら、障害児入所施設へ入所した後から退所後の支援を見据えて、今後も連絡調整を図ってまいります。

18歳到達前の障害支援区分取得につきましては、障害支援区分は障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な度合を総合的に示す指標であり、サービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つとなっております。障がいのある子どもにつきましては、発達途上にあり時間の経過と共に障がいの状態が変化すること等の理由から、サービス利用までの期間が空いてしまう場合、早期の障害支援区分取得に向けた申請勧奨は行っておりません。進路に向けた調整、円滑なサービス利用に向けた準備（児童相談所が発行する福祉事務所通知を根拠とした、18歳未満の子どもへの障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの支給決定を含む）につきましては、特別支援学校との進路に関する情報交換会を開催し生徒の実態把握に努めているほか、自立支援会議等の活用により、特別支援学校の教員、相談支援専門員、市のケースワーカー等関係機関が連携することで対応しております。

6. 相談支援事業の充実

ご要望の内容につきましては、機会を捉え県への要望として挙げさせていただきます。

本市におきましては、特定相談支援事業所への支援を重要と考え、今後も、サービス等利用計画が障がいのある人のニーズに基づき適切に作成され、これに伴うケアマネジメントの推進、生活状況等の定期的な確認に基づく計画の見直しが行われるよう、基幹相談支援センターと連携し、相談支援従事者の人材育成を中心に様々な研修を実施しております。また、自立支援会議と連携して相談支援専門員の技術向上など特定相談支援事業所等の支援に努めております。

7. 短期入所事業について

(1) 障がいのある人が地域や在宅での生活を継続していくためには、介護者の負担軽減は大きな課題の一つとなっております。緊急時の短期入所受入は困難であり、在宅にて家族の介護力を頼りにしている状況であったことから、本市におきましては、令和2年度に地域生活支援拠点等を整備し、緊急時の受け入れ先確保に向けて取組を進めております。今後も、県と、もしくは圏域間で連携しながら、これらの課題に対応してまいります。

(2) 市内には短期入所の事業所が少ない現状があり、また、状況により市外での保護が必要になるケースもあることを踏まえて、引き続き広域対応の要望や地域生活支援拠点等事業の活用等により、居室確保に努めてまいります。

8. 就労関連について

本市においても法律の主旨を踏まえ毎年度、「障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、一者による随意契約を可能とする財務規則の改正など、推進に取り組みしております。調達方針に掲げる目標額を達成するよう、今後とも優先調達に向けた取り組みを推進してまいります。

また、障がい福祉課に障がい者就労支援員を配置し、障がいのある人に対する市役所内及び関係施設における、職場体験事業を実施しております。今年度は、就労継続支援B型事業所による市役所内売店リユースや、障がいのある人を対象とした会計年度任用職員の採用も行いました。今後さらによすか障害者就業・生活支援センターをはじめ、各事業所等との連携を進めていき、地域生活サポート事業等を活用しながら、障がい者雇用推進に向けてより一層の就労基盤の強化を図ってまいります。

9. 障がいの防災対策について

(1) 本市では、各小学校地区に避難所運営(準備)委員会を設置しており、万一の災害に

備え、日頃より、訓練や会議を重ねています。昨年に続き、本年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、例年どおりの訓練の実施は出来ませんでした。訓練実施の際は、障がいのある人で参加可能な方は訓練に参加し、避難所の体験をしていただいております。障害福祉施設等の関係者に各避難所運営（準備）委員会に参加いただくことで、地域での防災の啓発的役割を担えと考えることから、継続して避難所運営（準備）委員会へ働きかけたいと思います。

(2) 本市では、各避難所や津波避難ビルなどに緊急時における円滑な情報連絡を行うためのMCA無線機の設置や、屋内でも防災行政無線の内容を受信できる戸別受信機の設置を行っております。また、令和2年度から令和4年度まで、防災行政無線のデジタル化整備工事を行い、より災害時に有効な情報伝達設備になるよう進めています。J：COMが提供する防災情報サービス用端末を利用することで、屋内でも防災行政無線の内容を受信できるようになり、現在、市内の各地域活動センターに設置しております。来年度も引き続き情報連絡体制を確保するべく、災害時の通信手段である無線設備、その他必要な防災備蓄品等の整備に努めていきたいと思っております。また、障がい児者の防災対策における多様なニーズにつきましては、本市としましても福祉避難所と継続した整備・連携を進め、取組みを推進していきたいと考えております。

10. 発達障がい者への支援の充実について

18歳以上の発達障がいについては、障がい福祉課及び市内の指定特定相談支援事業者が、神奈川県から受託している発達障害者地域支援マネージャーと連携して支援を行う体制としております。

なお、18歳までの支援については、「5. 障がい児のサービスについて」のこども発達支援センターにおいて支援を行うとともに、18歳以降の支援へスムーズに移行できるよう、相談支援事業所等と連携した対応に努めてまいります。

11. 第6期障害福祉計画について

(1) 本市では、令和2年度に面的な体制として地域生活支援拠点等を整備しました。令和3年度からの第6期逗子市障がい福祉計画につきましても、引き続き、地域生活支援拠点等機能の充実について位置付け、策定しております。

(2) 基幹相談支援センターにつきましては、平成26年度より設置しております。障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施、困難ケース、制度のはざまケースの対応等、多機関の連携を要するケースのスーパーバイズ等を行っているほか、市内の相談員のスキルアップを目的とした研修会等を開催しております。障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、基幹相談支援センターを活用しながら、よりよい支援を目指してまいります。

(3) 市町村地域生活支援事業につきましても、市民税非課税などの低所得者については、自

已負担がないよう設定し、当事者が地域で安心して生活が出来るよう配慮しております。報酬単価については改定しておりますが、引き続き事業所等の運営状況の安定化に留意してまいります。支給決定においても、障がいのある人の状況や障がい特性を十分考慮し、地域で安心して暮らすことができるよう、引き続き利用者のニーズ等を十分に勘案した支給決定を行ってまいります。

(4) 障がいのある人のライフステージに応じた、有効なケアマネジメントの実施について、本市では毎月行われている自立支援会議定例会議及び基幹相談支援センター事業連絡会において、介護、医療等其他分野の相談員との連携を図っているほか、事例検討会を通じて地域の相談員のケアマネジメントの質の向上に取り組みしております。今後も障がいのある人の多様なニーズに対応していくために、広域的に連携しながら、障がい福祉事業の推進に取り組んでまいります。

令和3年12月28日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 鈴木 暢 様

大井町長 小田 眞



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書
について (回答)

日頃より当町の障害福祉行政の推進にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年11月1日付けで要望のありました標記のことについて、次のとおり回答いたします。

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

新型コロナウイルス感染症の世界的な脅威は、いまだ予断を許さない状況にあり、新型コロナウイルス感染症への対応は、重要課題の一つであります。

町民への啓発など町でできることは対応する一方で、関係機関との連携の中で実現しうる対応もあります。これらの仕分けの中で、サービス提供事業所の負担を可能な限り軽減できるよう、国、県及び近隣の動向に配意しつつ、迅速で柔軟な対応を図ってまいります。

2 人材確保について

障がいに対する理解を育むため、教育委員会や社会福祉協議会と連携し、学校教育での福祉教育機会の提供や中学生・高校生へ保健センター内のインターシップの受け入れを積極的に図ってまいります。

3 障害者地域生活サポート事業について

当該事業のうち、令和元年度に制度の見直しがあった障害者グループホーム等運営費補助事業につきましては、従前の交付金時代から引き続き運営費基本分の事業実施をしており、令和2年度からは新たにグループホーム新設に係る初度調弁の費用の一部補助もさせていただくようにいたしました。

さらなる実施事業については利用者や施設等の動向を注視し、今後とも必要に応じて実施に向けた検討をまいります。

4 障害者グループホームの運営について

障害者グループホーム運営事業については、財政面等との調整もありますが、継続的な事業の実施を図ってまいります。

なお、グループホームの家賃補助については、昨今の財政事情等を鑑みると実施については困難な状況ではありますが、近隣市町の動向を注視しながら、対応を検討してまいります。

5 障がい児サービスについて

障がい児サービスに対する利用希望の増大につきまして、近年とみに感ずるところであります。市町村ごとの充足状況に格差が生じているところのご指摘については、近隣市町にあるリソースを視野に入れつつ、当事者の利用希望のニーズを適切に把握し、利用調整を図ることにより対応してまいります。

また、加齢児となる利用者の成人施設への移行にあっては、計画的に移行支援が進められるよう関係機関と連携を図り、調整を行ってまいります。

6 相談支援事業の充実について

研修の回数の増加や、研修しやすい体制の確保に向けて、足柄上地区地域自立支援協議会相談支援部会にて対応を検討してまいります。

7 短期入所事業について

短期入所サービスについては、その施設基準や運営基準は国や県が定めているものであり、町主体での基盤整備は困難であります。

また、被虐待障害者の緊急一時保護に関しては、県西地域2市8町で社会福祉法人と協定書を締結して対応しております。

8 就労関連について

一定の工賃が確保できるよう、当町では例年どおり障害者優先調達法に基づく調達方針を定め、物品購入や役務の提供について福祉事業所へ発注できるものについては依頼していくよう庁内への周知を行っております。また、福祉ショップについては、町保健福祉センター内に設置し、販路の一助とさせていただきます。

しかしながら、受注機会の減少を伴う昨今の状況を鑑みると、例年以上に町機関が率先して対応する必要性を感じておりますので、効果的な対応策を検討してまいります。

9 障がい者の防災対策について

当町では、避難行動要支援者登録制度に登録いただくなど、支援を必要とする方への支援体制の整備を行っております。今後とも、地域的な視点を念頭に、引き続き支援してまいります。

避難施設運営に関しては、障がい児・者の視点に立った支援を実現するためにも、関係機関と連携し調整を図ってまいります。

10 発達障害者への支援の充実について

発達障害者への支援については、成人発達障がい者に対するニーズ急増を念頭に置きつつ、圏域でのセンター創設に至るまでは、引き続き神奈川県発達障害者支援センター（かながわA）と連携しながら必要な支援を行ってまいります。

11 第6期障害福祉計画について

地域生活拠点整備事業に関しては、地域の実情に見合うよう足柄上地区地域自立支援協議会で、広域的な整備について検討を行ってまいります。基幹型相談支援センターについては未設置ではありますが、地域移行に関する利用調整に関しては、個別に対応を行ってまいります。市町村地域生活支援事業については、利用者のニーズに基づき適切な支給決定を行っており、今後も国の基準に沿った事業を展開し、支給決定を行ってまいります。

3 湯陳第17号の2
令和3年12月27日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出 縄 守 英 様
神奈川県身体障害施設協会
会長 柴 田 和 生 様
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 鈴 木 暢 様

湯河原町長 冨 田 幸 宏



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書に対する回答書

令和3年11月1日付け、神奈川県知的障害福祉協会会長様、神奈川県身体障害施設協会会長様、特定非営利活動法人神奈川セルフセンター会長様の3者の連名による「市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書」に対して、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について（新規要望）

昨年度に引続き依然として世界的な脅威になっています新型コロナウイルス感染症については、神奈川県内の福祉施設でも多数の陽性者が判明しており、一部はクラスターに発展するケースもありました。現在は変異株の感染も報告されており、予断を許さない状況です。福祉施設・事業所は、障がい者（児）、ご家族の生命、健康を守っていくために以下の通り施策の整備を要望します。

- (1) 感染、発症の予防、また、重症化を防ぐ上でも効果があると言われてますコロナワクチン接種につきましては、福祉施設従事者（以下、職員）、基礎疾患を有する方（知的障がい・精神障がい含む）は優先接種の対象になっています。しかし、現状は各市町村によって対応、進度が相違しています。施設・事業所では速やかに利用者・職員が共に集団接種が出来ることが望ましいと考えます。しかし、その課題は利用者との対応の相違、接種券発行の条件（年齢、住民票のある住所地、申請主義）、ワクチンの確保、医師・看護師の確保（派遣要請含む）、会場の確保などがあります。よって、市町村におかれましては、利用者・職員の優先的な集団接種が可能となるような迅速かつ柔軟的対応と配慮をお願いします。

【回答】

湯河原町の新型コロナウイルスワクチン接種（1・2回目）は、国の示す優先順位に沿って5月上旬から集団接種が始まりました。その後、高齢者施設・個別医療機関・職域などにおいても順次接種が行われ、集団接種の1・2回目接種は11月20日で終了しましたが、1回目・2回目の接種が完了していない方については、国から接種機会の提供を継続することが示されているため、個別医療機関で接種ができる体制を継続しています。

また、11月中旬に国から追加接種（3回目）の方針が示されました。

新型コロナウイルスワクチンの臨時接種につきましては、国の指示の下、市町村が接種を実施することとなっておりますので、国の指示・方針を遵守しつつ、接種を希望する方全てが接種できる体制を引き続き構築していきます。

- (2) 利用者・職員が必要な時にPCR検査を速やかに受けられるような行政検査の配慮と救護応援体制の確保をお願いします。

【回答】

感染症法等に基づき、施設職員や施設利用者が新型コロナウイルス感染症に感染もしくは濃厚接触者となった場合、保健福祉事務所が医療機関と調整・連携を図り、PCR検査等が受けられる体制が確保されていることはご承知と存じます。

また、令和3年11月12日に開催された国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、これまでPCR検査の無料検査は、発熱など症状がある場合や感染者の濃厚接触者で医師や保健所が必要と判断した場合に限られておりましたが、今後は無料検査の対象を広げることが示されました。

なお、神奈川県では、新型コロナウイルス感染症患者等の増加により、他の医療提供体制にも大きな影響を与える「医療崩壊」を避けるため、「神奈川モデル」を構築し、医療提供体制の安定化を図っております。

- (3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合は速やかに入院・入所（ケア付き宿泊療養施設）できるよう、医療体制の確保をお願いします。ケア付き宿泊療養施設には、グループホーム内での感染拡大防止のため、グループホームの入居者も対象にさせていただくようお願いいたします。

【回答】

(2)で回答いたしました『神奈川モデル』においては、重症患者を受け入れる「高度医療機関」、中等症患者を集中的に受け入れる「重点医療機関」を設置し、無症状・軽症の方には自宅や宿泊施設などで療養していただくことで、新型コロナウイルス感染症の患者に対応できる病床を確実に確保しております。

- (4) 集団感染が発生した際には、発生した福祉施設への衛生管理・指導のための専門医療スタッフの派遣と、衛生・医療に係る備品等の優先的支給を引続きお願いいたします

【回答】

「新型コロナウイルス感染症対策の神奈川県対処方針」に規定する「医療提供体制の確保」において、医療機関や福祉施設等における院内感染の防止に向けて、必要な物資等の提供を速やかに行うとともに、クラスター等の発生時には専門的なチーム（C-CAT）を派遣するなど、適切な支援を行うことが記されております。

- (5) 感染した施設に対しての風評被害が出ないよう市民への啓発をお願いします。たとえば、感染者を特定するよう施設に要求したり、製品の不買をしたり、不必要な電話連絡をすることなど。

【回答】

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見による差別を行うことは決して許されるものではありません。住民への啓発として、町が配信するメールマガジンなどにおいて、新型コロナウイルス感染症と立ち合っている医療関係者やそのご家族への感謝の気持ちに敬意を表する旨の文面を付け加えて、町民への啓発に努めております。

- (6) 感染した施設の職員は濃厚接触者となるため、家族が同居する場合は自宅に帰れず、車中泊をしたケースがありました。そのような職員の宿泊施設の確保または宿泊に係るかかり増し費用の助成を検討願います。

【回答】

新型コロナウイルス感染症に感染した施設職員が、軽症者・無症状者の場合には、前述した「神奈川モデル」に基づき、県が宿泊施設を確保し、感染拡大の防止に努めています。また、障がい者施設におけるクラスター発生時には、調査と指導及び必要な療養先の確保につきましても、神奈川県が行っております。

- (7) 昨年度は新型コロナウイルス感染症の対応に伴い、各種加算要件等の緩和がなされました。現在も収束が見通せない状況は変わりませんので、引き続き柔軟な対応をお願いします。特に感染が起こった事業所は陽性者の治療および感染拡大防止のために何日か閉鎖することがあります。しかし、その間も職員は自宅待機の利用者の健康把握のため連絡を行ったり、関係機関・施設や業者と頻りに連絡調整を行っておりますので、その際は在宅支援等の代替的支援を柔軟的に認めていただけるようご配慮をお願いいたします。

【回答】

事業所における新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、町が行える柔軟な対応について検討していきたいと考えております。

2. 人材確保について（継続要望）

- (1) 福祉人材の確保については、障がい福祉のみならず福祉事業全体の問題になっています。市町村と法人、施設が協力して具体的な取組が行えるよう要望します。（例として官民共催による就職説明会、就職支度金制度、採用に係る助成金・奨励金制度、奨学金補助制度、勤務年数により返済が減額される貸付金、魅力ある市町村での働き方等）

【回答】

福祉人材の確保については、福祉事業を支えていく上での大きな課題となっており、その課題解決のため、障がい福祉施設との協力に加え、神奈川県及び県社会福祉協議会と連携し、福祉人材センターの活用の促進等により、引き続き、福祉人材の確保に努めたいと考えております。

- (2) 学校教育の中でも福祉に関する授業や模擬体験、近隣福祉施設との交流等の機会を増やして障がい者に対する理解を育んでいただけるよう市町村教育委員会との連携を要望します。

【回答】

これからの福祉事業を支えていく今の子どもたちが、障がい者に対する理解を深めるということは福祉人材の確保につながると考えておりますので、学校や町社会福祉協議会と連携し、福祉に関する意識を高める福祉教育を実施するとともに、地域の福祉施設等での体験型の福祉教育を行って参りたいと考えております。

また、町社会福祉協議会では、学校からの依頼に応じ、福祉体験学習として、車いすや手話、福祉車両などを体験し学んでもらうことを行っており、子供たちに福祉意識を高める場を提供しています。

3. 障害者地域生活サポート事業について（継続要望）

- (1) 障害者地域生活サポート事業は、福祉先進県かながわを象徴する運営費補助金事業の見直しに伴い、平成18年度に施行されて15年が経過しました。市町村の任意事業であり、县市1/2負担の協調事業でもあります。平成26年度から交付金化され、実施にあたっては、市町村の財務状況により格差が生じております。令和元年度には制度の見直しがあり、障害者グループホーム等運営費補助事業が一本化されました。現在、全体の実施率は約25%と低い状況となっています。障害者地域生活サポート事業の実施により、利用者の立場に立った支援サービスの充実を目的としています。よって未実施の市町村には早期に実施を要望します。特に比較的实施率の高い次の事業が未実施の市町村には早期に実施を要望します。（継続要望）

ア 「重度重複障害者個別支援事業」については、14市町村が実施。

イ 「単独型短期入所促進事業」については、14市町村が実施。

ウ 「地域防災拠点事業」については、11市町村が実施。

エ 「医療的ケア支援事業」については、12市町村が実施。

オ 「行動障害者支援事業」については、7市町村が実施。

【回答】

障害者地域生活サポート事業の実施については、福祉サービスを利用する方からのご相談内容、当該事業を実施している施設の方のご意見、そして福祉サービスの実施主体である当町の福祉行政の考え方など総合的に判断させていただき、福祉サービスを利用する方の有効な支援となるよう、引き続き、検討して参りたいと考えております。

- (2) 障害者地域生活サポート事業は、地域における制度の狭間や国制度への上乗せ補助など、利用者のニーズに合わせたきめ細かいサービスメニューが設定されていますが、職員配置など一部適用条件に厳しい部分がありますので、柔軟な対応を要望します。

【回答】

障がい者地域生活サポート事業のメニューの実施については、障がい者及びご家族、施設関係者の皆さまのご意見やご要望をお聞きしながら実施内容等について、検討して参りたいと考えております。

- (3) サービス等利用計画を作成するにあたって、相談支援専門員の確保が不可欠であります。現行の報酬額では、安定した事業運営及び相談員の確保が難しい状態が続いています。事業運営を安定化するために新たに「障害者地域生活サポート事業」に計画相談支援に関するメニューの追加と、相談員確保に際しての支援策の追加を要望します。

【回答】

サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施など、相談支援専門員の充実は、地域で生活する障がいのある方々にとって大きな支援になると考えます。相談支援専門員の確保は、従前から各自治体や圏域での課題となっており、地域自立支援協議会、基幹相談支援センター、相談支援事業者、神奈川県などと連携を図りながら、潜在的な相談支援専門員の掘り起こしや相談支援事業者の育成、相談支援事業所の立ち上げ支援など、サービス利用計画の作成を含めた相談支援事業の充実に努めるとともに、障害者地域生活サポート事業の実施について、引き続き、検討して参りたいと考えております。

4. 障害者グループホームの運営について（継続要望）

- (1) 障害者グループホーム運営事業は、グループホーム等で障がい者が安心して地域生活を送るためにもとても重要であり、福祉先進県かながわを象徴する制度です。現在、交付金化されており、市町村間での格差が無いよう実施率を上げていただくとともに、引き続き継続、充実の推進を要望します。

【回答】

障害者グループホーム運営費補助事業の継続については、当該サービスを利用する方が安心して地域生活を送るため有効な支援となるよう、今後も引き続き、実施して参りたいと考えております。

- (2) グループホームの家賃補助は、市町村独自の補助の実施で市町村間の格差(8,000～17,500円)が生じています。地域での安心した生活を送るためにも全市町村で家賃補助が実施できるよう要望します。現在19市町村が家賃補助を実施しています。

【回答】

障害者総合支援法にもとづく家賃補助を実施しておりますが、今後も福祉サービスの低下を招かないよう、引き続き、近隣自治体の動向を注視して参りたいと考えております。

5. 障がい児サービスについて（継続要望・一部新規）

- (1) 児童発達支援センターや児童発達支援事業、放課後等デイサービスの利用希望障がい児の増加や医療的ケアが必要な重度障がい児などのサービス提供が市町村によって充足状況に格差が生じています。地域で暮らす障がい児に対してニーズに適切に対応するための事業所拡充などの体制整備や市町村単独の看護師やPT、OT、STなどの専門職の人員費補助などが図られるよう要望します。

【回答】

児童相談所及び通所型サービスを提供している施設などとの綿密な連携により、福祉サービスを利用している障がい児へのサービス低下が生じないよう努めるとともに、指定事業所の拡充や新規参入について、引き続き、働きかけて参りたいと考えております。

- (2) 福祉型障害児入所施設の高等部卒業生及び加齢児の移行支援は、みなし規定の期限が令和3年3月末までから1年延長されました。速やかに移行支援を実現するためには、県、市町村、児童相談所、福祉事務所、相談事業所、特別支援学校及び障害者支援施設、グループホーム、障害福祉サービス事業所等が連携する自立支援システムの構築を図り、地域の社会資源を拡充するとともに、計画的に移行支援が進められるよう調整機能を発揮してください。要望として、現在高等学校3年生になって受けられる障害支援区分認定調査を2年生から受けられるようにしていただきたい。そうすれば進路先、実習先との具体的な調整、体験利用を早い段階で進められることとなります。

【回答】

現在、湯河原町における加齢児の福祉型障害児入所施設入所者はありませんが、引続き関係機関と連携を図り、加齢児の移行に係る相談や手続、支援等を行い、課題解決に向け努めて参ります。

また、18歳未満の障害支援区分認定調査の実施につきましては、18歳に至る前の早期の段階から、関係機関とともに障がいの程度に応じた将来の進路、実習先などの準備を行い、認定調査実施後速やかにサービスの利用が行えるよう、努めて参ります。

6. 相談支援事業の充実（継続要望）

相談支援従事者初任研修、相談支援専門員現任研修における研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保を要望します。

【回答】

研修回数の増及び受講生の増が可能となるよう必要な予算、研修実施体制の確保について、県へ要望していきたいと考えております。

7. 短期入所事業について（継続要望）

(1) 障がい者が在宅生活を継続する上で、家族への支援は重要です。入所施設に加えて通所施設においても単独で安定した短期入所事業が運営できるよう、空床保障や職員の人員配置、市町村主体または近隣市町村合同での基盤整備を図るよう要望します。

【回答】

短期入所については、利用者の現況やニーズを把握し、空床がないことにより短期入所施設を利用できない利用希望者を通所施設で短期入所利用させるなどの空床解消の手法について、引き続き、検討して参りたいと考えております。

(2) 障害者虐待防止法による緊急時のベッドの確保は一市町村では難しいと思われます。県が広域にわたり調整できるよう市町村からも上申願うよう要望します。

【回答】

障害者虐待防止法の緊急一時保護については、県西圏域市町で施設と協定を締結していますが、居室の確保に向けて広域的な調整も必要となりますため、県が主体となり調整するよう、要望していきたいと考えております。

8. 就労関連について（継続要望）

障がい者の経済的自立は、障害基礎年金等とともにある程度の工賃が確保できれば地域移行、地域生活を安定して行う基盤となります。しかし、昨年度より新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、福祉事業所の生産活動は受注減少、イベント等の中止による販路先の減少により大打撃を受けております。つきましては、例年以上に福祉施設への物品購入や役務の業務委託等の優先発注、市町村の公的施設内における福祉ショップの設置、市町村業務における「施設外就労」の推進、市町村の障がい者の直接雇用の推進、公平中立な共同発注窓口の設置が図られるよう要望します。

【回答】

当町では、福祉的就労について、県の補助制度が廃止された後も町単独事業として継続しております。また、工賃向上や施設外就労の促進につきましては、自立支援協議会において、引き続き、検討を行って参ります。

福祉施設への優先調達につきましては、県の共同受注窓口である神奈川セルフセンター様からのご協力を賜り、進めて参りたいと考えております。

9. 障がい者の防災対策について（継続要望）

- (1) 昨今の自然災害は、地震に加えて風水害、それに関連した土砂災害等が増大しています。大規模災害で障がい児者は、地域の避難所の環境に馴染むことが難しく、危険と知りながら自宅で過ごしたり、車上生活をした事案もみられます。障がい児者の防災対策は、多様な対応が必要であり、施設との協議や災害対策についても同様の視点を念頭に取組むことが重要です。生活避難施設における運営委員会に障害福祉施設等の関係者が参加するなど、地域での防災活動に啓発的な役割を担えるよう要望します。

【回答】

避難所の運営では、地域住民からなる自主防災組織に担っていただきます。そのため、町と自主防災組織で避難行動要支援者名簿を共有し、障がい福祉施設等の関係者の協力を得て、事前に個々の避難計画の策定を進めて参ります。

また、防災コミュニティセンターの活用や障がい福祉サービス事業所と締結した協定により、障がい児者に対してより安心のできる避難場所を確保しておりますが、引き続き、同様の避難施設の確保に努めてまいります。

- (2) 大規模災害時を想定した対策については、非常災害時の通報や通信手段の確保などが必要不可欠です。無線通信装置等の配備や施設の改修等の施設整備、備品等の確保が行われるよう要望します。

【回答】

大規模災害時の情報伝達では、防災行政無線だけでなく、メールマガジン（Eメール、LINE）、TVKデータ放送、テレホンサービスなど、多くの手段により行っております。

また、障がい児者宅へ障がいに応じた個別受令機の設置等について、引き続き、検討して参りたいと考えております。

10. 発達障がい者への支援の充実について（継続要望）

現在、かながわA（エース）が、県域を対象に発達障害者支援センター事業を実施していますが、成人発達障がい者のニーズ急増や利用者からの相談件数の増に対応するには、各市町村または圏域において発達障害者支援センターを創設し、発達障がい者支援の充実を図っていただくことを要望します。

【回答】

中井やまゆり園に「神奈川県発達障害支援センターかながわA（エース）」が開設され、相談支援、研修会、啓発活動、地域での支援者育成、ネットワークにかかわる事業等に取り組み発達障害者支援の充実を図っていますが、利用者からの要望等を踏まえた上で、発達障害者支援センターの充実について、県へ要望していきたいと考えております。

11. 第6期障害福祉計画について（継続要望）

(1) 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点事業の整備にあたり、国の指針に基づき面的整備型、多機能拠点整備型、またその複合型も含め、地域の実情に応じた具体的な計画策定を要望します。

【回答】

地域生活支援拠点等の整備につきましては、小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の1市3町において、令和4年度からの運用を開始する予定であり、障がい児者の緊急時における受け入れ態勢の確保や体験の機会・場の提供など、居住支援のための機能を充実して参ります。

(2) 基幹相談支援センターの設置について

この事業については、神奈川県では未設置の市町村もありますので、国の指針に基づき基幹相談支援センターの積極的な配置を要望します。設置の自治体は11団体です。しかし、今まで相談事業については独自に取り組んできた市町村もありますので、その機能の充実を前提に協議、検討願います。

【回答】

基幹相談支援センターの設置につきましては、小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の1市3町において、令和2年12月1日付けで協定書を締結し、その事業を開始いたしました。引き続き、障害者相談支援事業、相談支援事業所などとの連携を強化し、充実した相談事業を構築してまいります。

(3) 市町村地域生活支援事業について

市町村地域生活支援事業の日中一時支援、移動支援、成年後見利用推進支援事業等の報酬単価や設定時間、支給量など必要に見合うように支給決定がされるよう要望します。

【回答】

市町村地域生活支援事業は、障がい児者が地域での社会参加や日常生活を行う上で必要かつ重要な事業であり、利用の実情を踏まえ、湯河原町障がい福祉サービス等支給決定基準に基づき、引き続き、適正な支給決定を行うよう努めて参りたいと考えております。

(3) 多様な福祉サービスのあり方について

県内市町村の障がい福祉は、その地域性の中で入所施設、グループホーム、短期入所、居宅介護、移動支援、日中活動支援事業所など多様な福祉サービスによるネットワークで成り立っています。生きづらさを抱えた当事者の方々のライフステージにおいて、必要な時期に、必要な支援を選べることが重要です。65歳問題（介護保険優先ではない2007年厚労省通知→市町村の担当者がどのくらい理解されているのか疑問、事業所職員も知らなかったというケースがあります。）にも関連します。特に利用者ご本人が希望により安心して挑戦できる環境を整えるためには横断型・循環型サービスが必要です。多様なサービスのひとつである入所施設の24時間365日稼働の地域生活を支える拠点としてのセーフティネット機能、役割を再確認していただきたいと思います。福祉先進県神奈川として、障がい福祉を地域で有機的に展開するためには、県内市町村が連携し、柔軟的効果的な助成と制度設計がなされることを要望します。

【回答】

障がい者等が地域の中でその人らしく暮らすために、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けることができること、また、いつでも社会参加の機会を確保することができる環境であることが重要です。他市町村との連携により地域の社会資源の有機的なつながりを促進させ、安心して地域生活を送れるよう努めてまいります。

以上、各々のご要望に対して回答させていただきました。皆様からの要望書にもありますように、ご要望の実現に向けて県西圏域の各市町との綿密な連携のもと事業を展開することで障がいのある方々が、サービスを受けたり、地域で安心して生活できたりすることにつながるものと考えております。

皆様におかれましては、今後も当町の福祉行政にご指導ご協力をいただけますようお願いいたしまして回答書とさせていただきます。

事務担当

湯河原町社会福祉課障がい福祉係

〒259-0392

足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

電話0465-63-2111代表

南福第3767号
令和3年12月17日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様
神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様
特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 鈴木 暢 様

南足柄市長 加藤 修平



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書（回答）

令和3年11月1日付けで提出のありました要望書について、次のとおり回答いたします。
今後とも当市市政の推進にあたり、特段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 新型コロナウイルス感染症の対応について

(1)～(7)【回答】

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、多大なご尽力をいただいていることに感謝申し上げます。感染症対策は全国的な課題でありますので、それぞれの要望については、国・県と協力しながら可能な限り柔軟な対応を図ってまいります。

2 人材確保について

(1)【回答】

福祉人材の確保については、官民一体となった取り組みができるよう検討を行ってまいります。

(2)【回答】

当市では毎年市内全小・中学校において、社会福祉協議会等を通じ、地域の障害者や近隣福祉施設との交流を図る福祉教育の場を設けており、今後も継続して事業を実施していきます。

3 障害者地域生活サポート事業について

(1) (2)【回答】

当市においては、市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）に基づき、重度重複障害者個別支援事業及び地域防災拠点事業を実施しており、今後も事業評価を行いながら、継続して事業を実施していきます。

また、未実施のメニューについても各事業の要件や対象者の把握等に努め、実施について検討を行ってまいります。

(3) 【回答】

サービス等利用計画の費用負担につきましては、障害者総合支援法、自立支援給付費負担金制度に沿って実施します。相談支援事業に関しては、自立支援協議会の専門部会において、相談支援事業所のサービス提供に必要な体制作り等について協議を進めてまいります。

4 障害者グループホームの運営について

(1) (2) 【回答】

本市においては、市町村障害者福祉事業推進補助金交付要綱（平成31年4月1日施行）に基づき、障害者グループホーム運営事業を実施しており、今後も継続して事業を実施していきます。グループホームの家賃補助につきましては、国、県の制度に沿って実施を検討します。

5 障がい児サービスについて

(1) 【回答】

本市では、市通園事業（くまさん教室）にて、社会福祉法人と協力して児童発達支援事業を実施し、平成31年度より受け入れ年齢等を拡大するなどの充実を図ってまいりました。今後も障害児とその保護者のニーズに対応した事業の推進を図っていきます。

(2) 【回答】

個々のケースの状況を的確に把握し、可能な限り円滑な移行ができるよう努めてまいります。

6 相談支援事業の充実

【回答】

相談支援事業に関しては、自立支援協議会の専門部会において、相談支援事業所のサービス提供に必要な体制作り等について協議を進めてまいります。

7 短期入所事業について

(1) (2) 【回答】

短期入所事業の基盤整備や虐待防止に係る緊急避難所の広域での調整については、近隣市町村と協力し、県へ要望してまいります。

8 就労関連について

【回答】

「南足柄市障害者就労施設等からの物品等調達方針」に基づき、障害者の就労の場の確保や賃金の向上を目的とした障害者就労施設等への優先発注について取り組んでいます。

本市では、障害者施設で作成した物品等の販売スペースの提供や、保育園でのおやつや視察等の手土産の物品購入を行っており、平成28年9月から市内3施設の共同受注窓口に入業務を委託しております。

また、障害者優先調達推進法による物品等の調達ができる施設等について、予算編成事務要領に盛り込むことで庁内に周知し、障害者就労施設等から物品やサービスの調達を積極的に進めるための協力を働きかけていますが、昨年からの新型コロナウイルス感染症の拡大に

係る影響を鑑み、重ねて関係各課へ呼びかけを行ってまいります。

9 障がい者の防災対策について

(1) 【回答】

当市の障害者への防災対策としては、民生委員や自治会の自主防災組織が、災害時要者名簿に登録希望があった障害者について把握し、いざというときに避難等の支援が行える体制をとっています。

各指定避難所には、災害時には、自主防災組織や避難所施設管理者等からなる指定避難所運営協議会が組織され、同協議会組織下の救護班が、障害者等の手助けが必要な方への対応を行います。

(2) 【回答】

一般通信事業者の通信機器の利用が困難な災害時には、障害者や市民全体の安全を確保するため、自治会の自主防災組織や消防団員、市の避難所配備職員に地域防災無線を配備させ、緊急時に市役所や消防署等と通信ができる体制を整えています。福祉避難所となる福祉施設等には、平時から災害時に通信制限を受けず優先的に発信・接続ができる携帯電話を配備し、災害時の通信体制を整えています。

また、福祉避難所として協定を結んでいる市内2箇所の障害者福祉施設に対し、防災備品等の購入についての支援を行っております。

10 発達障がい者への支援の充実について

【回答】

発達障害者支援の充実を図るため、引き続き近隣市町村と共に研究してまいります。

11 第6期障害福祉計画について

(1) 【回答】

地域生活支援拠点等の整備については、地域の特性を鑑み、面的整備を目指して地域自立支援協議会の部会及び近隣市町との在り方検討会等で協議検討を進め、試験的運用などの条件整備を行ってきました。今後、令和4年4月からの事業開始に向けて準備を進めてまいります。

(2) 【回答】

基幹相談支援センターの設置については、広域での設置など効果的な整備方法を検討してまいります。

(3) 【回答】

市町村地域生活支援事業に関しましては、日中一時支援、移動支援、成年後見制度利用支援等の事業を、個々のニーズの的確な把握に努めながら今後も継続して実施してまいります。

(4) 【回答】

多様な福祉サービスのあり方については、国や県、県内市町村と連携しながら、効果的な方策を検討してまいります。

事務担当は福祉課障害福祉班

電話 0465 - 73 - 8047 (直通)

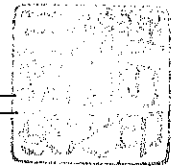
令和4年1月12日

神奈川県知的障害福祉協会
会長 出縄 守英 様

神奈川県身体障害施設協会
会長 柴田 和生 様

特定非営利活動法人神奈川セルフセンター
会長 鈴木 暢 様

葉山町長 山 梨 崇 仁



市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書の回答について

平素より本町の福祉事業につきましては、皆様のご理解とご協力により円滑に運営できますこと厚く御礼申し上げます。

さて、令和3年11月8日付でご提出いただきました市町村による障害福祉サービスの充実を求める要望書について、次のとおり回答いたします。

1. 新型コロナウイルス感染症の対応について

(1) コロナワクチンの初回接種については、国から基礎疾患を有する方及び高齢者施設等の従事者は優先接種の対象として示されているとおり、本町におきましても優先的に集団接種を実施してまいりました。

コロナワクチンの追加接種については、初回接種の完了から原則8か月以上の間隔をおいて1回接種することとされていますが、例外的に初回接種の完了から8か月以上の間隔をおかずに追加接種を実施して差し支えない場合について、令和3年12月21日付の県通知のとおり関係各機関との調整の上、速やかに対応予定です。

(2) PCR 検査の実施については神奈川県鎌倉保健福祉事務所が本町を管轄しており、行政検査の必要な人について判断し、検査医療機関での検査を実施しています。

高齢者施設等に関しては、令和2年11月19日付の国からの事務連絡において、入所者または介護従事者等に陽性者が認められた際には、入所者、介護従事者の全員に対して原則として検査を実施することに加え、令和3年5月18日付の国からの事務連絡において、感染拡大防止に向けた集中検査体制の強化がされているところです。

(3) 利用者がPCR検査で陽性と判明した場合には、神奈川県鎌倉保健福祉事務所と連

携し、感染拡大防止のための対応を速やかに行います。

(4) 施設内で集団感染が発生した際、本町を所管している神奈川県鎌倉保健福祉事務所が福祉施設への衛生管理・指導等を実施しています。マスクや消毒液等衛生・医療に係る備品等の優先的支給等については、引き続き取り組んでまいります。

(5) 感染予防対策の徹底を町民に啓発する中で、風評被害を防止する啓発についても重要であると考えますので、ホームページ等での啓発を通し、取り組んでまいります。

(6) (7)

事業所の職員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策に日々取り組み、利用者やそのご家族の支援にご尽力されていることを、深く感謝申し上げます。感染した施設職員の対応や各種加算等については、国・県の通知に従い、事業所が継続できるよう柔軟に対応していきたいと考えております。

2. 人材確保について

(1) 本町では、例年、自立支援協議会相談支援ネットワーク部会において障害福祉施設実習生の参加受入れや、障害福祉施設職員対象の研修会を行うなど障害福祉施設職員の人材確保・育成に協力しております。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施できなかった事業もありますが、引き続き人材確保・育成事業の協力を行って参ります。

(2) 本町では、共生社会の実現に向けインクルーシブ教育を推進しており、各小・中学校においても、道徳をはじめとする教科学習や総合的な学習の時間で、福祉について学ぶ機会を設けております。

例えば、小学校では、総合的な学習の時間に於いて、暮らしやすい葉山のまちをめざした学習に取り組んでいます。具体的には、葉山町社会福祉協議会の協力を得て、聴覚や視覚に障がいのある方のお話をきいたり、盲導犬と触れ合ったり、車椅子体験を行ったりする活動を行っています。

中学校においては、(新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から活動が制限されておりますが)例年、夏休み中に葉山町社会福祉協議会主催の福祉ボランティア体験(幼稚園、老人ホーム、障害者施設)の機会があり、毎年定員を大きく超える応募があります。

また、「特別の教科 道徳」の学習においては、小・中学校ともに、「思いやり」や「相互理解、寛容」、「公正、公平、社会主義」といった内容の学習を通して、誰もが安心して日常生活を送ることができるような社会にするために自分ができること、誰に対しても差別をすることや偏見をもつことなく、公正、公平な態度で接すること、多様性を認め合うこと等について考えています。

今後も、共生社会の実現に向け、学校教育においてより充実した取組が推進できるよう、関係部局との更なる連携を図るとともに、各小・中学校にも働きかけていきます。

3. 障害者地域生活サポート事業の実施に向けた要望

(1) 地域生活サポート事業は、複数のメニューの中から地域の実情を踏まえながら市町村が実施することができるものとなっております。本町では、ア「重度重複障害者個別支援事業」、イ「単独型短期入所促進事業」、エ「医療的ケア支援事業」及び「短期入所利用促進事業」を実施しております。

(2) (3)

地域生活サポート事業の実施につきましては、県補助要綱等に基づき実施しております。町単独での実施は困難なことから、適用条件やメニューの追加については、必要に応じて、ご要望ご意見を県に伝えて参ります。

4. 障害者グループホームの運営について

(1) 障害者グループホーム運営事業につきましては、重度重複障害者個別支援費や行動障害者支援費にも対応し、利用率も上がる見込みとなっております。引き続き実施するとともに、現行実施事業の利用促進に努めて参ります。

(2) 障害者が地域で自立した生活をするためには、住まいの場の確保は重要であると認識しております。利用者の家賃負担を支援するための家賃補助を町単独事業として実施しており、引き続き、障害者が安心して暮らせる環境を整えて参りたいと考えております。

5. 障害児のサービスについて

(1) 地域で暮らす障害児の声を聞きながら、ニーズに適切に対応でき、サービス提供の格差が生じないように必要に応じた予算の確保や町内事業所及び近隣自治体との連携を図って参ります。

また、医療的ケア児の支援については、発達支援システム会議を医療的ケア児の協議の場としたことから発達支援システム会議での意見を伺いながら支援体制を整えて参ります。

(2) 重度の障害のある利用者の成人施設への移行が困難な状況であることは理解しております。現在、町には障害児施設入所者、加齢児はおりませんが、対象者が出た場合には当事者家族、支援者と日頃から密な連携を取り、当事者の意思決定支援を行い成人施設への円滑な移行が実現できるよう努めて参ります。

また、高等学校3年生に対して、本町では18歳の誕生日の前に障害支援区分認定調査を実施しております。誕生日より早い対応が必要な場合は個別にご相談いただければ柔軟に対応していきたいと考えております。

6. 相談支援事業の充実

相談支援従事者初任研修及び相談支援専門員現任研修につきましては、毎年神奈川県が実施しておりますが、申し込みについては市町村を経由することから、受講状況を把握し、研修を受講できないことにより業務に支障をきたすことのないよう、神奈川県に研修定員の増加について上申して参ります。

7. 短期入所事業について

- (1) 障害のある人が在宅で暮らしていくために、短期入所事業は重要であると認識しております。しかし、町単独で基盤整備を図ることは困難な状況であるため、今後も、神奈川県や圏域の市と連携を図り、事業を安定して運営できるよう努めて参ります。
- (2) 緊急一時対応につきましては、神奈川県に短期入所拠点事業や地域ネットワーク拠点事業など地域連携を活用した支援体制づくりのための事業の調整を上申し参ります。

8. 就労関連について

本町におきましては、障害者就労施設に対し町事業における配食サービス等の優先的発注やミックススーパー回収袋の作成等その他、庁舎内売店の運営委託などによる施設外就労の機会の提供等の実績があります。今後とも障害者優先調達法に基づき町の指針を策定し、引き続き障害者施設等からの物品等の調達を推進するとともに、自主製品の販売の機会についても積極的に提供して参ります。

障がい者の直接雇用に関しては、平成25年度より精神障害者を範囲に加えるなど、積極的に障害者が活躍できる場を創出して参りました。今年度は、2.6%の法定雇用率に対し、2.9%の雇用率となっております。

今後も雇用の安定に努めるとともに、就労後に継続して働けるよう職場定着に向けた支援にも努めて参ります。

9. 障がい者の防災対策について

- (1) 本町では指定避難所となる各小中学校6校全てにおいて、円滑な避難所運営が行えるよう、避難所運営委員会(以下「運営委員会」という。)が設置されています。運営委員会は、各学校区の町内(自治)会、施設管理者、教育委員会、防災安全課職員、ボランティア団体などで構成されており、平時から定期的に運営委員会を開催し、各分野からの様々な意見を抽出し、障害者等の要配慮者への対応や一次福祉避難所の開設等についても検討を重ねている所です。

近年コロナ禍により開催を見合わせておりましたが、今後もより充実した運営委員会となるよう、障害者福祉施設等の関係者との連携を視野に入れ、引き続き防災担当部局と福祉担当部局が連携し、検討して参ります。- (2) 本町では、災害時の情報伝達手段として、町内全域に一斉に音声を送達する防災行政無線放送のほか、防災情報メール、テレホンサービス、ツイッターなど、多様な手段を用いている所です。各要配慮者利用施設との情報伝達体制についての確・迅速に行えるよう、引き続き検討して参ります。

10. 発達障がい者への支援の充実について

昨今発達障害者の相談件数は増加傾向にあり、町内の事業者から横須賀・三浦障害保

健福祉圏域に配置されている発達障害者地域支援マネージャーへの相談依頼も増加していることから、町自立支援協議会において各関係機関と連携しながら、日々支援の方法を模索しております。学校教育課、福祉課、子ども育成課の3課で発達支援システム会議も運営しており、ライフステージに沿ったテーマによる保護者教室を開催し、発達障害児者への理解の促進を図っております。

今後も発達障害者地域支援マネージャーと連携を図り、発達障害者への支援の充実に努めて参ります。

1 1. 第6期障害福祉計画について

(1) 昨年度策定した障害福祉計画において、地域生活支援拠点等が有する機能の充実を目標に盛り込んでいます。

(2) 令和2年4月より葉山町基幹相談支援センターを設置いたしました。今後はセンターの活用と機能充実に取り組んで参ります。

(3) 障害者総合支援法では、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業やその他の必要な支援を総合的に行うことが求められています。

本町におきましても、訪問入浴事業、日中一時支援事業及び移動支援事業等を実施しており、今後も地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施して参ります。

(4) 障害福祉サービスを利用している方の中には、介護保険のサービスを併用したり様々なサービスを組み合わせて利用している方も多くいます。ご本人やご家族が安心して地域で生活できるよう、各種関係機関との連携をとり柔軟な対応をしていきたいと考えております。

事務担当は
福祉部福祉課障害福祉係
電話 046-876-1111 (内線236)

